

第六十一回 参議院 内閣委員会 會議録 第二十五号

昭和四十四年七月一日(火曜日)
午前十一時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原幹市郎君
北村 暢君
山崎 昇君

委員 内田 芳郎君
源田 実君
佐藤 隆君
玉置 猛夫君
長屋 茂君
山本茂一郎君
前川 且君
村田 秀三君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
片山 武夫君
岩間 正男君

国務大臣 国務大臣 床次 徳二君

政府委員 宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室経済主管 並木 四郎君
防衛庁防衛局長 穴戸 基男君
大蔵省理財局長 谷川 寛三君

事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

説明員 外務省アメリカ局安全保障課長 松原 進君

参考人

運輸省航空局監理部長 川上 親人君
運輸省航空局飛行場部長 丸居 幹一君
新東京国際空港公団総裁 今井 栄文君
新東京国際空港公団理事 米川 健夫君
新東京国際空港公団理事 高橋 淳二君

本日の会議に付した案件

○宮内庁法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山崎昇君 それでは宮内庁法に関連して少しお尋ねをしたいと思うのですが、実は皇室の問題と

いうのは、国民は知ることの一つでありますけれども、なかなか知る機会がない。国会でも遠慮するのかわかりませんが、あまり突っ込んだ議論をされたというふうには聞いていない。

したがって知りたいという欲望はありますが、なかなか国民にとっては皇室という存在はわからない存在になっているのじゃないか、こう私は思うのです。そこでまず私が聞きをしたいのは、

昭和二十年に日本が戦争に負けて、かつての天皇制というものを、人間天皇ということと、国民と同じとは申し上げませんが、従来の天皇制というものがある意味では否定したような存在になっていると私は思っているわけです。

そこで私が聞きをしたいのは、皇室の民主化

というか、あるいは国民との間が何かスムーズに行くと意味で申し上げておるわけですが、どうも天皇自身人間天皇を宣言をされた、そして多少は何か国民の中に入ってきているような気もしますけれども、やられていないことは依然として従来のいろいろな行事その他から判断しますとい

うと、そう変わっていないのではないだろうかと思

私思います。そういう意味で皇室というのは一

変ったのか変わらないのか、あるいは少しは民

主化されたのかどうか、そういう点について、昭和二十年を境にしてひとつ従来の天皇制というものと戦後の天皇制というものがどういうふうに変

わったのか、まずお聞きをしたいと思

○政府委員(瓜生順良君) 戦前と戦後では皇室のいろいろのあり方、な

り方は相当変わっていると思

います。私は戦前から宮内庁にいた者ではあり

りませんから詳しい戦前のことは知りませんが、いろいろ聞きましたところによりますと、変わっ

ていると思

います。憲法上のいわゆる天皇大権と

かいうものの変化、これは法理的なものですから、これはおわかりです

から、その点は省きますが、実際の日常のなさり方というものは、戦前と

はだいぶ変わってきていると思

います。で、いろいろの行事が宮中で行なわれます。その行事の行な

われま

多くなっています。したがって、その功績者の中には、いわゆる社会的にいいますと、いわゆるまあ俸給等の多くない方も加わってきておられるよう

であります。

また、陛下あるいは皇族方がいろいろの大会にお出

かけになる、そういうような点も、戦前から見

ますと、たとえば地方のいわゆる行幸というのは、大体大演習の際にお出

かけになるとい

うのが主で、そのほかあまりなかったわけであり

ますが、戦後は、春は植樹祭にお出

かけになって、ついでにその付近を

ごらんになる。また秋は、陛下のお出

かけとして、国民体育大会にはいつもお出

かけにな

って、ついでにその付近をお回りになる。そのほか機会を見て以外にもお出

かけになってお

ります。なお、警衛の關係も、戦前から見るとずっと改善されて

いると思

います。戦前は相当な、きちっとし過ぎてお

りまして、親しみがあまり持てないような、少し嚴重な状況だったように聞いてお

ているときも、モーニングコートが通常服というように、だいがしこまっていたが、いまはモーニングコートは礼服ということで、平生は普通のときと同じようにせびろでやっております。

それから陛下御自身も、戦前はどちらかと言いますと、いろいろな場合に大元帥陛下というので軍服でおられたわけですが、いまはそうじゃなくて、普通のせびろでおられますし、なお、その他もつと軽便な服装でいろいろ生物の採集とか、あるいは植物の採集というのもなさっております。そういうところは民主化が進んでいるというふうに考えられます。いろいろ言えませんが、

○山崎昇君 私、外面的には国民との接し方なり、あるいは御説明になったような点は確かに変わったと思う。ところが、こういう皇室制度とか王室制度なんというのは、ある意味で言うところ、半面神秘性もなければなかなか維持できないというように私は思う。そういう意味で言うと、どうも天皇陛下御自身は国民の中に入っていないという意識をお持ちで、あるいはいつとめてそうされているようにも見受けますが、ところが、なかなかまわりにおられる方は、いまお話しにありましたように、警備がむずかしい、あるいは事故があつてはいかぬということのほうが先に立つて、どうも何と言いますか、陛下と国民との間にまだまだ断層があるのではないかという気がしてなりません。

さらに、私は皇室で行なわれるいろいろな行事を見てみますと、いま国民全体が考えているようなこととまるっきり離れたような行事が多いのではないかと思う。一々は申し上げません。しかし、それも伝統あるいはしきたりであると言えども、そうかもしれません、せつかく人間天皇というものを宣言をされて、そうして国民総意に基づいて天皇制というものが存在するならば、私はいろいろな伝統にしても、行事的なものについてはかなり変えていく必要があるのではないか、こう思

うのです。何と言いますか、かなりいろいろな個々の行事を見ますと、どうも私も納得できないようないろいろな行事がある。

さらに、私が心配するのは、いまだに神道と言いますか、何か神ながらの道と言いますか、かつてのそういうものとの結びつきというのはいまだだかなり強いのではないかと。もしも天皇の国事行為その他で神道、その他宗教的なものが伴うとすれば、これは憲法上の問題も私はかなり出てくるのではないかと。そういう意味で、ここまでは申し上げませんが、そういう意味で、私は皇室の民主化というのはもつととなさるべきだし、ある意味で言うならば、思い切つて過去のそういうものを断ち切る必要があるのではないかと。新しい様式によってつくり上げていく努力が私は必要なのではないかという気がします。

それと関連をして、どうも宮内庁というのは、そういう伝統の中に生きておるから、なるべくそういうものは守りたいという気持ちも、私は全部だめだとは申し上げませんが、むしろ宮内庁の民主化についても相当これは考えてみなければならぬ点もあるのではないかと考えておるわけです。たとえて言うならば、私は宮内庁に生まれて初めてこの間入つてみたら、これはあなた方はせびろでなるほど勤務しているけれども、勤務している職員の方は金モールのズボンをはいて、そういうものをつけて日常から勤務しているじゃないですか。ああいうのは、私は極端に言うならば、やはり変えてもいいんじゃないか。ああいう職員もせびろ、あるいは普通の服で勤務してもいいのではないでしようかと、私はこの間感じて帰つてまいりました。そういう点を考えると、この皇室の民主化、宮内庁の民主化というのは、どうも私は不徹底なものではないか、もう少し考え、改める必要があるのではないか、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) いまのおっしゃいます点は、ごもっともな点もありますが、中にはむずかしい点も一面ございいます。と言いますのは、い

ろいろな伝統がありまして、その伝統を全然無視をしてしまふということも、これは感心しないと思います。やはり天皇が日本国の象徴として、国民統合の象徴とされておられる点は、長い皇室の歴史に基づいておられる点が非常に大きいと思うので、そういう点は大統領なんかの場合とは違ふものがあると思います。したがって、一般の国民感情から見ても、ずっと古くから続いておられるという天皇に対する一つのおこがれがありますから、その無視はできないと思います。しかしながら、また新しい時代に適應するように、この点を改めるべき点は改めていくというように、伝統と新しい時代との調和点というものを常に考えていくというところが、私たちのつとめの根本だと思つて、いつも考えながらやっておりますのであります。

何か行事がある際に、以前はこうだった、だから必ずしもそれをそのままやろうという形ではなくて、これでいいかということ、いつも検討しながらやっている、それが私たちのつとめでございいます。で、そういう点で、まあいまおっしゃいましたようなその精神は、常に忘れないように今後も努力したいと思つております。

なお、ちょっと神道の点にお触れになりましたが、神道の点は、これは皇室の方の一つの信仰の点でございまして、まあ信仰の自由というものがあつて、そういう意味で賢所、皇霊殿、神殿に参られて、そこで行事がありますが、その行事もこれは国家的な公的なものではなくて、皇室の私的なプライベートな行事というふうに見ておられます。したがって、そこに勤務している掌典なんかは国家公務員ではなくて、内廷費で使つておられるプライベートの職員になつておられるわけです。これはやはり信仰の自由というものはだれにでもございいますからして、神道を信じておられるという点を、これは長い伝統もございいますので、あまり特に誹謗するものとかないという点がございまして、われわれとしても、そういう点を尊重しながら、そういう点にはお手伝いをいたして

おります。

なお、また服装の点で、われわれせびろを着ておりますが、先生のおいでのとくに係の者が金モールのようなものがついたものを着ていたということは、たぶん天皇誕生日とか、そういう儀式的な行事の際だと思ひます。そういう場合に、儀式的な行事の際には、やはりそれに当たる係員の服装も、従来の伝統を基礎にしながら、普通のせびろでないものを職服として着ております。これはいろいろな意見がございいます。人によりまして、これは以前の明治時代から見ますと、問題のあの服装もだいぶ簡単になつておるわけでありまして、以前はもつと金びかりのついたり、色がついたものを着ておつたのを、だいが簡単にしておりますから、ずっと昔からのことを知っておる人は、だいがさびしくなつたな、まあ宮中に来たときには宮中に来たという気分が出るようなもつと服装をしたかどうかというようなことを言われたりする面もございまして、その調和点を考えながら、そういう儀式的の場合には、日本だけではなくて、外国の王室の場合においても、そういうときの服装は特別のものだとされておりますので、まあ宮中らしくという点を、新しい時代に即応してある程度調和させたところを考えて、ああいう服装を考えておるわけでありまして、新しい官殿ができました機会に、その官殿で係員の着る服装、行事の場合に着る服装も、これも宮殿の造営とともに新しいものに変わりまして、これも先ほど申しましたように、以前から見ますと、金の幅がずっと狭くなつて、目立たなくなつておるとか、あるいは特別に玄関で、はでな赤いズボンに、肩にも飾りのついたようなものが以前は出ましたけれども、そういうのじゃなくして、もう少しさっぱりした儀式服で出るというように、だいがそういう点は考えてはおりますが、しかし、なおこれで完全だとは私たちが考えておりませんので、今後とも一般の国民の方がなるほどといわれるような点がどういう点にあるのかということをお考えながら研究を進めたいと思つております。

○山崎昇君 皇室典範では、天皇陛下がなくなられたときには「大喪の礼を行う。」ということだけであって、どういうふうにやるかは何も無い。しかし、これは天皇陛下のなくなられたときの話で

ありますから別として、ところが前の吉田茂さんのなくなられたときに、内閣の決定で国葬とすることを言っているのです。私はそれがおかしいのではないかと。そのつどその行政権で国葬などというのをきめてやること、そして国費を支出するわけでありまして、私はやはり基礎に、どういう形が知りませんが、国葬法のようなものをきめておいて、それを内閣が執行するというのなら、そのときの条件に応じて行政権がきめることはいいと思う。しかし、国葬そのもので、そのつど適当に内閣できめるということは、私はどうもおかしいのではないかと考える。そういう意味で、前の総務長官にも、国葬法というようなものを考える必要があるのではないかと。さらに、これは死ぬときの話ばかりで、あいが悪いのですけれども、たとえば皇族の方だつて、これは近くにないとは言えぬ、あるいは遠いかもしれない。しかしその方によつては、国葬をやらなければならぬ場合もあると思う。それを単に内閣の考え方だけで国葬するしないというやり方は、私は少し逸脱しているのではないかと気がする。

そういう意味ではかなりむずかしい問題ではありますけれども、かつての国葬令などというものがあるつて、これはいまだ失効してないわけでありまして、これにかわるべき国葬というようなものについての法体制というものは、私は確立をしておく必要があるのではないかと、こう常々思うのですが、重ねて総務長官の見解を聞いておきたいのです。

○国務大臣(床次徳二君) 過般の国葬につきましては、国の経費をもつて行なう葬儀という考え方で、従来の国葬とは多少その意味において変わつておつたと思ひますが、しかし御意見もございまして、この点は将来の問題として検討させていただきます。

○山崎昇君 将来の問題として検討されるということ、あれですか、国葬法について制定する必要はあるとお考えになつてゐるわけですか。

○国務大臣(床次徳二君) このこと自体が私は検討すべき問題だと思つたので、しかし法をもつて制定すべきという御意見もございまして、それを含めて検討したいと思ひます。

○山崎昇君 私は、国葬なんというのは、これは表現は別として、国をあげてそのなくなつた方の喪に服するわけですね。そういうものが、国会では何も知りません。ただ政府の考えだけでやられていくということに、私はやはり問題があるのではないかと思つたのです。だからそういう意味で、やはりどうしても私は国葬法というものを制定してもらいたいし、そうしなければまずいのではないかと私は考える。そういう意味で、すること自体がどうこの前に、私は国葬というものは、やっぱり国をあげての葬儀に参列することになるわけでありまして、したがつて根拠については明確にすべきだと思ひます。もう一ぺんあなたの意見を聞きたい。

○国務大臣(床次徳二君) いまお話にありました国葬というこの意義自体が、今日の考え方と、あるいは過去において使ひましたものと、必ずしも觀念が合致してないのじゃないかと思ひます。この点はひとつ十分検討する必要がある。国民をあげて喪に服するという考え方、あるいは国の経費をもつて葬儀を行なう、この点、端的に申しますと、この二つの間にはかなり差がありまして、したがつて、今後国葬というものを、どちらを主体にして考えていくかということになります。なかなか、御意見のように、国をあげて喪に服するということになると、やはり一つの形が考えられるわけでありまして、この点は十分ひとつ検討すべきものと考えておりますので、さよう申し上げた次第であります。

○山崎昇君 総務長官の考え方もなるほどですが、たとえば吉田茂さんの場合には、葬儀は国において行なう、故吉田茂国葬儀とする、こうなのですね。単なる国民の、国の費用だけでやりますというものではないのです、それでいけば。だから私は、こういうことをやるなら、行政権だけできめることに私はどうしても疑問を感じるので、

やるならやはりきつと国会で意思表示をしておく必要があるのではないかと、そういう意味で国葬法というものを言っているわけですね。ですから、少なくともこれは早急に私は検討してもらつてほしいと、こう思つたのですが、どうですか。私は、単に国の費用だけでやりますなんというものはありませぬよ、これは。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま御引用になりました吉田元総理の葬儀につきましても、国葬儀として取り扱うということになつて、儀という字が入つておる。国葬そのものではないところ、その当時いろいろ検討いたしました結果、ああいう取り扱いになつたと承つておるのであります。御意見もありますが、しかしこの点は十分検討したいと思ひます。

○山崎昇君 そうすると内閣ではこういう国葬儀、あなたの言う儀はあとでまたことばはどうあれ、じやどういふ基準で吉田茂さんなら国葬儀であつて、それで池田勇人さんの場合は何もなかったのか、同じ内閣総理大臣をやられても、一つの基準がなければならぬと思つたのです、ある意味で。それはどの人も同列に扱うことはできぬでしょう。それは業績の問題もある。しかし私はどうしても、何か行政権だけで、この人が国葬儀、この人は何もしない、こういうことを内閣の権限だけでやることに私はどうしても納得ができません。だからそういうものは一がいにきめられないとしても、ある程度の基準めいたもの、幅というものは私は国会でこれはきつと決めておく必要があるのではないかと。それに基づいて個々の具体的な問題については行政権がこれをきめて行なうべきものではないかと、こう思つたから、これはしつこく聞いてゐるのです。どうですか。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま御引用になりました国葬の問題、その他いろいろと、まだ新しい憲法の後になりまして、漸次それが慣例ができてまいり、また国民の考え方もきまつてまいりまして、落ちついてまいりますと、いつか定着することになり、これが法律化するということになる

と思つたのでありまして、今日はその過程でありまして、多少その点が具体化してゐるのだと思ひます。したがつてこれに對しましては、いろいろとまだ懸案となつておられますものが数件ございまして、これは決してそれでいいというわけではない。いずれはこれは検討されなければならぬものだ。私も先ほど申し上げましたように、この点につきましても検討すべきものである、また検討いたさなければならぬと存じております。

○山崎昇君 宮内庁のほうにお尋ねをします。総務長官はけっこうです。

皇室典範に皇室會議があるわけなんです、それから皇室經濟法を見ますと、皇室經濟に關するまた會議も持たれるわけなんです、皇室會議の構成等について少し説明していただき

○政府委員(瓜生順良君) 皇室會議は皇室典範で定められておりますが、皇室會議は皇室典範の第二十八條に「皇室會議は、議員十人でこれを組織する。議員は、皇族二人、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、宮内庁の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる。」、こうした十人の方でありまして、この場合の會議の議長は内閣総理大臣がされるわけでございます。

なお、これに對して予備議員の規定も第三十條にありまして、「皇室會議に、予備議員十人を置く。」、それでちやうど前のほうの十人の方と同じ数であります、この正議員の方の事故のある場合にかわる方もあらかじめ定められてゐるわけでありまして、そういう組織でできております。

○山崎昇君 そこでこの皇室會議の構成を見ると、内閣総理大臣が議長役をやりますと、宮内庁の長官がこの議員として入るわけなんです、どうもこの辺は私は少し構成上です、なぜならば、こ

これは憲法の八条もそうですがね、これはすべて皇室財産は国に属する、こうなるわけですね。しかし、私はすべて何でもかんでもそのつどそのつ

ど国会でやるということも、もちろん事務的には問題があるでしょう。ところが、根本はこの憲法の八条に基づいて皇室経済法の第二一条というものがつくられておる。この文章を読みますと、「その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。」その賜与する場合は政令である程度の限度がきめられておるということ、そこで問題は、こういう第四号まである場合に、これは皇室経済会議にはかられるのだと思うのです。私は、はかられないのか、はかるのか、わかりませんが、はかるのだとする、そうだとすれば、国会で、本来ならば、そのつど議決しなければならぬけれども、この四つの問題については、儀礼的なものであったり、あるいは公共的なものだから、その手続は省略いたします。そのかわりに、その他の問題等も含めて皇室経済会議というものがつくられるとするならば、この皇室経済会議の構成は、やはり考えてみる必要があるのではないかと。だから、それならば、もっと国会議員が各党から入っているとかなうならば、ところが、いまの構成を見ますとそうではない。そうじゃないでしよう。そのかわりに公正取引委員会の委員長が入ってみたい、国会議員は予備議員になっておる。こういう皇室経済会議の構成そのものに、憲法とこの皇室経済法の関係からいくと、問題があるのではないですか、こう言っているのです。

ですから、この点については、全部ではありませんが、かなりの憲法学者も、やはり先ほどの皇室会議に最高裁の長官が入ってみたい、宮内庁の長官が入ってみたい、どうもこれは思わしくないのではないかと意見がかなり強い。皇室経済会議に至っては、この皇室経済法の二条との関係からいって、この構成に疑問をかなり感じおる。ですから、そういう点について私は検討すべきときではないんですかというのを申し上げておるわけです。私の言うことが誤りならば、こういう点で誤りだというふうに指摘していただければ

ばけつこうだと思ふのです。どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) いま先生がおっしゃいます皇室経済法の第二一条にこの四つが書いてありますが、これは儀礼的に受けられるような場合、また出される場合のことです。これについては、特に皇室経済会議にかけて、そこで議決をするとか、承認を受けるとかということはやつていないわけで、その必要はないわけであります。皇室経済法によりまして、皇室経済会議にはかるべき事項というのが限定をされておりました。内廷費とか皇族費の定額をきめたり、皇族が皇族の身分を離れる場合に出される一時金の問題とか、そういうようなことが限定をされておるわけでありました。したがって、この第二一条との関係はないのでございませう。

なお、皇室経済会議のメンバーは公正取引委員会の委員長は入っておりません。会計検査院の院長が入っているわけではございません。この点でなおメンバーがこれで完全かという点、私たちでもときによると疑問に思ふ点も生じております。たとえば、総務長官が抜けております。総務長官はいま相当宮内庁の長官に就いておる重要な関係を持つておるわけですが、この法律ができたときに総務長官制度がなかったのだと思ひますが、そのまゝになっておるわけですが、これはどうだろうかという点があったり、これで完全だとは思ひませんが、なお先生の御意見もありましたので、今後とも十分研究を進めたいと思ひます。

○山崎昇君 いま総務長官との関係、あなたから提起されましたが、これは私もあとで聞きたいと思つておつたのですが、やはり総理府設置法の九条によれば、大臣をもつて長に充てる外局の組織については総務長官の権限は及ばないのです。これは排除されている。しかし、そうではない。総理府の外局については一般的に総務長官は監督権があるわけでありまして。そういう意味で言つて、私はここに総務長官が入ってませんが、これはこの間の北村委員の質問で、あなたのほうから

皇室経済会議のほかに、また何か皇室経済懇談会というのがある、その中に総務長官が入つてゐる、こういう答弁だったので、これは何か前の総務長官がどうも、おれが参加できないのはぐあい悪いから考えろということ、総務長官が懇談会という名前に入つてきてゐる。ですから、そういう点であとで聞こうと思つておりましたが、いまあなたから触れられましたので、お聞きするのですが、皇室経済会議があつて、総務長官は一般監督権はあるのだけれども、いまの言う法律上の不備で、懇談会というのをつくらなければ入れない。そうして、私は間違つておりましたが、会計検査院長というのがメンバーに入つてゐる。宮内庁の長官は、当然私は職責上、事務的に、事務局としての長としてこういう問題に参加すべきであつて、こういう議員として宮内庁長官が参加することに私は疑問を持つてゐます。ですから、そういう意味で言えば、この皇室経済法の第二一条、第五條と皇室経済会議は直接結びつかないにしても、この憲法上の問題で、私は皇室経済会議の議員のあり方についてはどうも疑問を持つてゐるわけだ。

そういう意味で、いまここで法律があるわけですから、すぐどうこうするわけにはまいらぬと思ひますが、いづれにしても、相当程度の憲法学者が、この皇室経済会議の構成についてかなりの疑問を提起されておられます。皇室経済会議の議員のあり方についてもかなりの疑問を提起されておられます。そういう問題ですから、ぜひ私は検討願ひたいと思ひます。特に野党側の議員の場合には、これは予備議員が一、二名で、ほとんどこういうものに参加できない。天皇制そのものは、国民の総意に基づいての存在だと言ひながら、その国民の財産権の問題であるとか、皇室の日常の運営の問題とか、そういう問題があつても、ほとんど野党議員は存在外みたいになつてゐる。こういうあり方は、私はやっぱり考え直すべきじゃないかと思ひます。ですから、ある憲法学者に言わせれば、これは何といひますか、皇室委員会という

ような名称にでもして、各党の議員代表が入れるような組織に改組すべきじゃないかとさへ提起しておる人もおられます。そういう意味で、私は天皇制が戦後民主化されて、国民総意に基づくという存在であるならば、当然そういうことは宮内庁として配慮すべきじゃないか、こういう考えがありまふんで、いま皇室経済会議あるいは皇室会議の組織、あるいは天皇をめぐつていまあなたにお尋ねしてゐるんですが、どうですか、そういう点。

○政府委員(瓜生順良君) まあこれで完全であるとは思ひませんが、しかし、一応いろいろ理由があつてこうしてできておるわけで、今後の問題としてなお検討を進める、研究をするということ、で御了承をいただきたいと思ひます。

○山崎昇君 それは検討をせひしてもらいたいと思ひます。それから次に、この間もちょっと北村委員から触れたと思うんですが、今度の改正案を見ますと、認証官に式部官長を上げたいということになつてきてゐるんですね。そこで、一般的な認証官のあり方については、これは宮内庁にお尋ねすることでありませう、この問題に限定してお聞きをする、何か天皇陛下の用事をされる方と、それから式部官というのですか、私はよくわかりませんが、何か国の行事ですかね、そういうものを扱う者は認証官だが、皇太子のほうになつてくると、これは認証官になつてこない、たとえば東宮大夫でありませうかね。そういうふうな宮内庁はこれは区別してお考えになつて、式部官長だけ今認証官に上げようというお考えなのかどうか。何か私は宮内庁設置法の職制上からいくと、そこらのことに差別するのは少し無理があるんではないかという気もします。そういう意味で、どうして式部官長だけ認証官にされようとするのか、一言だけこれは聞いておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) いまの点は、特にまあ差別をするというところまでいってゐるわけでありませうが、行政管理庁のほうから、いろいろ各省庁の希望の意見を出せと言われた場合に、できれ

車に乗って牧場内を回ってもらう。それからあとあそこの牧場生産品で午さんをとってもらおうというようなことをやって、これは国際親善に寄与しているかと思えます。

それから、なおあそこの牧場は総合牧場で、いろんな種類のものが一応そろっておりますが、日本で総合牧場としては唯一のものだというふうに専門家から聞いております。いろいろな専門的な牧場はあるのですが、ずっとそろっているのはあそこだけだと聞いておりますので、見学者も相当ございます。年に一万余千人の人が毎年見学に見えておるわけでありまして、その見学を通じてまた一般の畜産のほうにも寄与して、畜産のほうの改善にも寄与しているのじゃないかと思ひます。もちろん畜産の改善に寄与する点などは農林省の仕事じゃないかと言われれば、そうかもしれません、が、そういうような点もございまして、相当やはり効果はあげております。

なお、最初に申しましたように、ずっと明治以來やっておりますこと、それをだんだん改善し、縮小して現在に至つておる。以前から見ると相当縮小されております。で、やはりそういう意味で必要だと思つております。

● 山崎昇君 確かに戦前から見れば縮小されていると思いますね。戦前は帝室林野まであったわけですから。しかし、実際に皇室財産というのが国に属して、国の費用で皇室の経営を行なうわけですね。しかしいまお聞きした限りでは、これだけ日本の経済も進んでいる、そして技術も進んでいるのに、ここでつくったものでなければ皇室の食用にできないということに私は一つ疑問を感じます。いま聞きました限りでは、馬は何か皇室用の乗馬と鞍馬だというのが、以前は、これは少し言い過ぎになるかもしれませんが、聞くところによりますれば、競馬馬も育てたという話もある。そういう点もかなり批判されて、逐次そういうものを縮小したという話も伝わっておりますが、それは別として、一体皇室用で使われる乗馬といつても、それは一年間にそんなに必要なんでしょう。

かね。鞍馬といつても、一体何をするのかという
ことになると思う。あるいはまた牛——ほとんど
これは乳牛だというけれども、それじゃいま民間
で使われておる雪印にしても明治にしても森永に
しても、こゝでつくられているのは何か質がよく
ないように受け取れる。何か牧場でつくらなけれ
ば質のよいものができないような私は錯覚になつ
ているんじゃないかという気がします。さらに鵜
は焼き鳥だという、それから一年間に三日間くら
い外交団の方を呼んで、馬に乗せてぐるぐるあ
の中を回してそして国際親善だ——どうも私はそ
ういう考え方がかなりおくられているんじゃないか
という気がするのです。そして宮内庁法を見ると、
この維持のために約九十五人くらいの職人が
配置をされておる。これから栃木県でやるわけ
でしょう。

私はこういう御料牧場などという存在は、いま聞いた説明だけでいえる必要はないのではないか。こんなのは民間で幾らでもできるのではないか。特別、皇室に対しては献上品などという制度もまだある。あるいはまたその他の大手の業者に、これはこういう形のを何とかなんて言えばつくられないわけでもないと思います。ことさらにここでやらなければならぬということについては、私はどうも抵抗を感ずるのです。

だから先ほど冒頭に、皇室の民主化や宮内庁の民主化をお尋ねしたのは、こういうところに私はまだまだ宮内庁はやっぱり封建制といえますか、戦前のものの考え方が生きておるのではないかと、こういうふうに思うのですよ。だから思い切って御料牧場なんというのはやめて、そして皇室がほんとうに必要なものであるならば、一般の大手の会社にお願ひするなり、あるいは特別にくらせるならつくらせるなり、そういう方式に変えてもいいんじゃないでしょうかね、どうですか。あくまでもこういう御料牧場でこういうものを生産して、そして皇室が食べなければならぬものでしょうかね。私は何かそこら辺に疑問を感ずるわけです。そして、これはあつてもどなたかか

からお聞きになるでしょうけれども、どうも宮内庁職員の下級の方々の待遇なんというのは、あまり具体的に私ども調べることはできませんが、いろいろ伝え聞くと、あまりよくないようです。そういう点を私は考えますと、一般職員はきわめて、何か伝統統制という封建制の中に閉じ込めら

れて、勤務はきつくて、そしてあまりいい待遇ではなくて、そして全く特殊の方々のためのこういう存在というのは、私は改める時期にきているんじゃないかという気がするのですがどうですか。

○政府委員(瓜生順良君) この点でございますが、この馬の關係はどういうので必要か、ちよつとおわかりかねておられましたので申し上げますと、現在まで信任状の捧呈式などの場合に、外国の大公使で馬車で来られることを希望される方は馬車を出す。そうでなくて、自動車で来られることを希望される方は自動車を出す。大部分は、馬車につきましては、これは王室のある国ではそういう場合に馬車を使っておられる例のほうが多いものですから、日本に来た大使としての気分を十分ひとつ味わわれるというような点もございましょうが、まあ馬車という方もございます。その馬車を出す場合には、一つの馬車の列ができるわけございまして、その場合に前後に乗馬の者がつきます。それから馬車を引く轎馬が要るわけがあります。そういうことがあります。そのほかまあ国賓が見えた場合に、国によって馬車を希望される場合には馬車を出している場合もありす。

いま馬車を出しますととっても、相手国の大使館なんかから来てもらうということでは、いまの市中の交通状況が悪いものですから、実際はちょうど英国大使館の少し先のほうにある三番町の宮内庁の分室というのがございます。英国大使館から靖国神社へ向かう途中にあります。そこで自動車で来てもらって、お堀ばたを馬車でさっと通ってきてもらおう。そうすれば交通のあまり支障にもならない、そういうふうなことで行なわれております。まあそういうようなことでやはり馬を

使つておるわけでありまして、馬を使う、それをいま一般から買おうと思ひましても、先ほど申しましたように、なかなかいま一般のほうであまり馬は使われないものですから、いい馬が手に入らないうという事情であるので、やはりつくる必要があるというふうに思うわけにあります。

なお牛乳などについて、いま民間のほうも非常に発達していいものができているじゃないか、そういう点はございます。で、牛乳以下の点につきましては、これは絶対必要だともあるいは言えないかもしれません。しかしながら、やはりあそこでつくったものがベターであるということが言えるのでありますが、というのは、一つの例で申しますと、何年か前に三里塚の牧場の牛乳の処理場の火事があったことがあります。そのあと修理ができるまでの間、牛乳の処理ができないものですから、一般の一流の牛乳会社の方々にいいのを納めてもらうようにしました。ところが、まあその研究調査なんかいたしますと、あそこ三里塚の牛乳よりは非常に微粒の夾雑物が多いのであります。これは一流の会社でも、一般の農家からずつと集めてこられてまして処理されるものですから、そうなるのだらうと思います。そういうようなことも一つの例でありますけれども、まあ御料牧場のほうがベターなものができると、そうじゃなくて絶対いかぬのかと言われると、絶対にいかぬものなかなか言われませんが、ベターではあるということであります。

馬の点は、これはないと、ほんとに困ります、実際ありませんから。その他の点になれば、ペーターだし、やはりペーターであれば、それによっていろいろな宮中のほうに來られるお客さまに御満足いただけるということであれば、やはり意義があるかとも思われますし、先ほど申しましたような、外交団の三日間の接伴、これはどうかという御意見もございますけれども、しかしまあ日本に対するいい印象を持ってもらうことが、国際親善に対してやはりいいという点は確かにあると思います。それほど大きな効果がない

そういうような十一カ所について選考いたしました。その結果、栃木県の高根沢と芳賀町にわたるあの地域が最も適当であるという結論を私も得たのであります。この調査は、単に宮内庁だけではありませんが、農林省の専門家に委嘱をして、特にいろいろの条件を調べてもらって、この高根沢のあのところが最も適当であるという結論を得まして、そのことを決定して発表したのは昭和四十二年の三月でございます。それから、それに伴ういろいろの準備を進めてまいりまして、予算の関係では、この新しい牧場は成田の御料牧場の代替地としてつくっていただくわけでありまして、この空港公園とその新しい牧場と成田のある部分との交換という形でいこうということ、そこでこの空港公園のほうにそういうことをやってもうらうためには、予算外の債務負担行為を負担するところの議決を国会でいただく必要がありまして、昭和四十二年の予算書にそれを掲げましてお願いしたわけです。四十二年に一応議決になりましたが、実際四十二年にはできなくて、四十三年度にもう一ぺんそのことをおはかりいたしました。四十三年度では決定をいただきました。それに基づいて四十三年度の終わり——実はことしの三月の末にこの空港公園との間に交換契約が結ばれたのであります。空港公園のほうでは、新しい牧場の造成を急いでやっていたんですが、この八月の下旬までには牧場として必要な部分はできる。貴賓館とか、庭園とか、道路の舗装の一部は残りますが、それは十二月末までにはできまうというのを聞いておる次第であります。

○峯山昭範君 大体のいきさつはわかりましたけれども、もう一つ基本的なことですけれども聞いておきたいのですが、御料牧場というのは現在全国に一カ所であるかどうか、それで戦前はどうか、戦後がどうか、そこら辺のところ詳しく御説明をいただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 戦前は、成田の下総御料牧場のほかに、北海道に新冠の御料牧場という

のがございまして、二つございしましたが、戦後は下総御料牧場一つだけであります。

○峯山昭範君 午前中の質問の中でもすでに質問がありましたが、御料牧場という、その御料牧場の意義といえますか、そのことにつきましては、午前中の質問の中に答弁がございました。大体皇室に使う畜産品とか農産品をつくる。もう一つは儀典用の馬。三つ目が大体内外のいわゆる貴賓の接待場として使う。大体三つだったと思いますが、この三点のうち、もっと詳しく知りたいのであります。いわゆる御料牧場で生産されるところの畜産品、農産品というものはどういふうなものがあるのか、そしてそういうふうなものはいわゆる一般市場で販売されているものと同じうぐあいに違ふのか、この点を教えていただきたいです。

○政府委員(瓜生順良君) この馬の点はおわかりでございますが、その他の生産品であります。牛からは、乳牛でありますから、牛乳、牛乳の製品——バターですとかチーズもございまして、それから豚の関係から、肉のほかに、ソーセージなんかもつくっております。ベーコンとかハムとかいうものもございまして、それから鶏のほうは、鶏の肉としてのもの、それから鶏の卵、それから羊の肉、これは肉用として使っているわけでありまして、そのほかキジが少しありますが、これも肉用でございまして、野菜も少しございしますが、普通の清浄野菜でございまして、こうしたものは、午前中申しましたように、宮中のいろいろの接待等の場合のほか、両陛下、皇太子殿下、内廷の方々の御用にも供しております。なお、その余ったものについては、これは払い下げもいたしております。一般の市中にあるものと比較いたしまして、われわれが聞いておるところでは、質が非常にいいと聞いております。これは、そういう家畜の飼育も特に自主的に吟味をしてやっておりますし、それから製品も一貫してここで行なうというふうなことで、その質は一般の市中のものよりもすぐれているというふうに聞いております。たと

えて言いますと、午前中ちよっと牛乳のことを申しましたが、羊の場合も羊の肉、ジンギスカンなんかで、園遊会なんかで使われております。この園遊会の羊の肉については、園遊会なんかの場合には少し足りませんので、市中からも買い上げておりますが、われわれ食べてみましても、市中から買入れたものとそれから三里塚の肉は、やはり三里塚のほうが味がすぐれております。そういうことで、一般的に質がすぐれているということが言えると思います。

○峯山昭範君 要するに、牧場のことについては、牧場そのものがほんとうに必要であるかどうかという点については、私もいろいろ疑問があるわけですが、しかし、戦前に二、三カ所もあったものが一カ所になつて、そういう点もありませんし、当然いろいろと必要ではあるかと私は思うんですけれども、必要な理由として出てきた問題うことになりまして、まず第一点の菌の問題だけ取り上げてみても、いろいろ問題があるわけですが、たとえば、牛乳の問題、肉の問題、みんなそうであるわけですが、こういうようなものは全部市販であるわけですね。私は実は昨日もいろいろと聞いたんですけれども、牛乳の質一つ取り上げてみても、いわゆる中に入っている乳酸菌と云うか、何というか、宮内庁でつくったものは非常に質がいい。質がいいのは私はいいと思うんですけれども、九十九パーセントは私はいいと思うんですけれども、市販されているものは、ある程度——いわゆる八割方あって、パーセントはだいぶ違う、だいぶ質が悪い。そうすると、われわれ人間が食べる場合、質のいい全然菌の入っていないものを食べるほうがいいのか、または多少菌が入っているやつを食べるほうがいいのか、健康上から見ても当然問題が出てくると思うんです。だから、牛乳だけ取り上げてみてもそうだし、そのほかのものを聞いてみますと、ほんとうにひどいことになってしまふ。要するに、特別上等なまっさらなすこいやつばかり食べておって、実際問題として、そこ

に育てられておるところの人間は、いわゆる青白い、抵抗力のない、ちよっと押せば倒れるような人間がでさうやうなやつ、われわれ若い青年として心配なわけです。そういう点から考えてみたら、そういう点にはどういふうぐあいに考えているのか、この点まずお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(瓜生順良君) 菌の問題も実はありますが、それよりも食べて味がいいという点、お客にも満足していただけるという点が最も主だと思ふいます。

○峯山昭範君 こういうふうないわゆる肉とかというふうなものは、たとえば衛生管理、これは普通で言えば食品衛生法とかそれがあるわけですね。関係官庁もありますし、ちゃんとやっているわけですが、こういう点についてはどういふうぐあいに管理をしていらつしやるんですか。

○政府委員(瓜生順良君) その点は、一般の場合と同じように、厚生省の食肉衛生課のほうでときどき検査をしております。

○峯山昭範君 それから、午前中の答弁の中に、畜産の改良に寄与している、そういうような話もございましたが、こういうことは農林省のそういうような関係のほうとよく連絡をとってやっていますしやるのかどうか、この点ちよっと聞かせてください。

○政府委員(瓜生順良君) その点は、農林省の畜産局のほうと常に密接な連絡をとってやっています。次第であります。

○峯山昭範君 きょうは農林省に来ていただいておりませんが、昨日農林省の畜産局に聞きましたら、宮内庁のことは全然わからない——大体牛が何頭、何が何匹、それは頭数はわかってはいるけれども、その中身の詳細、管理等についてはもう宮内庁独自で全部やっていますし、実際問題、もわからないというところがあります。実際問題、畜産の改良、そういう面に寄与しているというところになると、実際はもう少し開放的になって、連絡を取り合つてやったほうが、かえっていい品種

のものが生産できるのじゃないか、こういうぐあいにも思っておりますが、この点いかがですか。

○政府委員(瓜生順良君) 最近の係官がそういうふうにおっしゃったのかどうかわかりませんが、三里塚御料牧場の畜産の全般については、農林省の畜産局のほうに実は健康診断みたいに見てもらって、どういう点を改善すべきかということで見てもらいますが、この二、三年やらなかったかと思ひますので、そういう点をお調べしてみたいと思ひます。

○峯山昭範君 実際に私はきょうは、牛乳の問題やら、肉の問題やら、いわゆる乳酸菌の問題やら、詳細調べてきましたが、これはやめますけれども、いずれにしても非常に微妙な問題であります。きのうずいぶん突っ込んでやるつもりでありましたが、そういうことをやるとどうもおかしいと言われまして、きょうはその点はやめておきますが、いずれにしても、こういうようなものは非常に大事な問題であります。特に最近科学の進歩によりまして、それぞれ肉とかいろいろな製品も相当優秀なものが出ておりますし、それからバター、チーズにしてもいままでに見られない製品ができてきたと思ひます。そういうふうな点、製品の改良とかそういう点についてどういうようにしていらっしゃるのか。実際問題として、バターとかチーズとか近ごろはいい製品が出てきつたと思ひます。そういう点は、なんば伝統とか何とか言っても、それでは間に合わない。間に合わないといつても、いつまでもそういうところをつくっているというところは、宮内庁のためにいいのかどうか。実際問題、そういうものに長い間かじりついているというところは、結局ろくそくやランプにかじりついて電気を忘れてしまったようなことになるのじゃないか。そういう点も心配なんです、そういう点はもうどういうふうにお考えですか。

○政府委員(瓜生順良君) あそこ食品について、常に市中のものに負けない優秀なものをつく

るよう検討してもらうようには言っております。特に今度新しい高根沢の牧場に移る機会には一そうそういう点を進めようという意味で、古い機械器具類等改善を要するものはそれを新しいものに替へる、この移転の機会にはそういう点も特に考えるようにいたしてあります。

○峯山昭範君 いまの問題につきましては、あとで、職員の移転の問題とか、あるいは職員の採用の問題とか、そういう点について質問したいと思ひます。

もう少し生産品の問題で、先ほど答弁がありました生産品が余った場合、どういうぐあいに処理しているのか。先ほどちょっと答弁ありましたけれども、職員に分配するとか、いろいろあると思ひますが、昨年一年間でもけっこうですが、大体どういうふうなことをやっていらつしやるのか。当然やはり毎年あれだけの牧場から生産されるところの品物というものは相当なものであると思ひます。その点いかがでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 払い下げは、主として牧場の職員あるいは宮内庁の職員及びその他この関係の者、一般の市中に出すほどのたくさんのもはあります。昨年の実績を申し上げますと、払い下げで千七百円ぐらゐが入っております。正確には千六百九十五万。

○峯山昭範君 もう少し突っ込んで聞きたいのですが、こういうふうな牛乳とか肉を牧場でつくった場合と市中から購入した場合と、経費の問題さつき出てこなかったけれども、どちらが安くつくのですかね。要するに、牧場でつくったほうがいい製品が安くできるのか、市中のりっぱな工場にいれるやうな品物を特別に頼んでつくったほうが安くできるのじゃないかと、私はしろうと考へますが、そういうふうにお考えですか、その点はいかがでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) 市中の優秀品を必要ならだけ買ひ込むといったほうがあつては安いかもしれないと私は思ひます。しかし、あの牧場の生産品が、普通の市中品でまねできないものをつくつて

いる点もございまして、なお、他の接伴とか、そういうような面にも使われるので、やはりここには別の価値があると思ひます。

○峯山昭範君 それでは次の問題に移りますが、二番目の牧場のための理由の中に、儀典用の馬の話が出てまいりました。これは最近は一戦後でけっこうでございしますが、戦前はこうなつていて、戦後はこういうぐあいにしている、それはいろいろあると思ひますけれども、要するに、実際に具体的に馬を使う例ですね、どういふぐあいに、どういふときに使っているのか、一年間に何べんくらい使うことがあるのか、そこら辺のところを一べん詳しく教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 一年間に何べんと正確な統計は持っておりません。一番回数が多いのは信任状の捧呈式だと思ひます。これは交際国が七、十幾つかありますが、二年に一べんぐらゐの交代でございしますが、その全部ではありませんからあれですが、やはり年に三、四十回あるのじゃないかと思ひます。それからなお、国賓の場合も、これは一年に一回か二回の国賓がある場合にやはり使う場合があります。それから、その他外交団の接伴なんかのときにも、その牧場ですけれども、馬車を使うことがあります。これは年に三、四回です。これは毎年ではありませんが、皇太子殿下の御結婚の儀のときなんかは、やはりこの馬車を使うということがございました。それから、これは皇居内で、最近あまりありませんが、いろいろな、これはおもに馬車の関係ですが、そのほか乗馬の関係ですと、馬車を出すような場合に、前後に乗馬が使われます。そのほか、古式の馬術というのがございします。そういう場合にも使っております。以前は、園遊会とか、皇居でやりましたときは、古式の打毬の馬術をやらせたりしたこともございします。いま赤坂御苑ですけれどもそれはいたしておりますが、さらに皇居内で行なう場合には、そういう馬術を

やつて接伴にしていたということになるかと思ひます。

○峯山昭範君 これは単純な疑問なんです。午前中にもちょっとだけありましたけれども、そういうぐあいに使つて馬は、現在日本では宮内庁の牧場以外にはないのですかね。要するに、そういうふうな役に立つ馬は宮内庁の牧場以外で飼育することができないのか、そこら辺のところはどうでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) 最近宮内庁以外でそういう馬を利用されるのは、大体競馬馬が主になっております。競馬馬及び軽種馬——サラブレッド系の、そういうのは相当やつておられますけれども、普通の乗馬——乗馬はある程度まだあります。ありますが、軽種馬になりますと、あまりいまい農耕馬なんか使われませんし、馬車を物を引つぱるといふ運用にも使われませんものだから、ほとんど国内では手に入ることができない状態になっております。

○峯山昭範君 馬は現在四十二頭いると聞いておりますが、これはいつごろから四十二頭で、最近はどういうぐあいにふえたり減つたりしてゐるのか。これは実際問題として、たとえば三里塚の牧場では、昨年一年間で——やはり三里塚の牧場に現在四十二頭いるんだらうと思ひますが、去年一年間でどういうぐあいに使われているのか、どういふぐあいに訓練をされているのか、その点もちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 三里塚のほうの四十二頭、その中には、当歳馬とか、二歳馬とか、一切まだ小さいのも全部含んでのことです。ございしますが、この馬の頭数は以前に比較いたしますと減つてゐるわけではございません。それは、以前は軽種馬もやつておりました。今度牧場移転を機会にそれはすすというので、軽種馬の飼育数が二十四頭ぐらゐでございしましたが、それは廃止をいたして払い下げをしてしまつたからではない。あとは乗馬と軽種馬であります。この乗馬、軽種馬は、宮中での必要な場合に、その馬を牧場のほうから宮中

へ持つてくるわけですが、年によって違います。二、三頭の場合もありますし、数頭の場合もあります。

○峯山昭範君 それでは、三番目の理由の接伴場として使用する場合がありますが、これは具体的に聞かないとわかりませんので、いわゆる三里塚の牧場が昨年一年間に使用された件数は何件あるのですか、具体的にちょっと教えてもらいたいですか。

○政府委員(瓜生順良君) 昨年ですと、接伴に使われたのは三日間です。五月の新緑の候でありました。三日間でございます。

○峯山昭範君 三日間というのは、五月だけで三日間でございますか。

○政府委員(瓜生順良君) さようでございます。

○峯山昭範君 というのは、一年間に一ぺんでございますね。実際のところ、非常にそういうような意味では、牧場のいわゆる設置されている意義のやはり三点の中の一番最後のいわゆる三番目に接伴用として使うというのが一番大きな意味があるのだらうとひき目に見ておりましたのですが、よく考えてみると、一年にたった一ぺんだけということになりますと、実際問題存在意義というのには、やっぱりわれわれとしては考えざるを得ないように思われるのですけれども、この点はどうかと思ひます。

それから、ちょっと今度は違う点から質問したいと思うのですが、非常に単純な質問で申しわけないのですけれども、大体はわからぬこともないのですけれども、牧場を何で新東京国際空港公園というのがつくるのですか。

○参考人(今井栄文君) 先ほど瓜生次長から答弁ございましたように、三里塚の現御料牧場は、空港敷地の特に第一期工事のほとんど南半分を占めるという広さを持っておりまして、現在の御料牧場に御移転を願わなければ新しい空港ができないうこと、これは空港の位置決定につきましては、閣議決定の際にも、新しい御料牧場をつくってお移り願うということが御決定になったわけでございますが、したがって、空港公園とい

しましては、新しい牧場をつくって、それから旧御料牧場に御移転を願う、そこへ空港の諸施設をつくっていくということで、私どもは新牧場の建設をいたすことになっておるのでございます。

○峯山昭範君 それはわかるのですけれども、高根沢の牧場で現在働いておられる方は、ほとんどの方が宮内庁の牧場関係の人である、こういうふうな聞いておりますが、これはどうでしょう。

○参考人(今井栄文君) 現在高根沢の御料牧場の建設のために現地に派遣いたしております職員は大部分は、むしろ公園の職員でございます。宮内庁の方々は設計あるいはまた実際の工事の監督というふうな観点からお見えになっていただいておりますけれども、現在私どもの公園のほうから直接職員を派遣してある、こういう状況でございます。

○峯山昭範君 そうすると、私が聞いたのと違うわけですが、それじゃもう少し詳しく、牧場をつくる場合は、飛行場をつくる人よりも牧場の専門家が私が多いのだらうと、しろうと考えるかと思うのですけれども、これは要するに、人員は何かで、どういう内訳になっておられるのか、ちょっと聞かしてもらいたい。

○参考人(今井栄文君) 先生がおそらくお聞きになりましたのは、すでに出張の形式で宮内庁のほうから牧場関係の方々を高根沢に派遣しておられると思ひますが、こういう方々がおそらく十数名程度行っておられるのではないかと、かように考えます。

高根沢の御料牧場の建設につきましては、これは公園の責任でございますので、私どもがやっておるわけでございますが、先ほど四十数名と申しましたが、御承知のように、新しい空港につきましても、農業土木といいますが、農業関係のやはり知識が相当必要でございます。敷地の中の方々は、ほとんど農民でございます。それからまた、新たに代替地に移られる方々の今後の生活設計というふうな面の御相談にも応じておるわけござ

います。現在の空港公園の構成員の中には、農林省のほうから相当の方々に来ていただいておりますが、おそらく先生も高根沢でお会いしたと思ひますが、現在高根沢で総指揮をとっております空港公園の役員待遇の玉木参事は、現に農林省の水資源関係その他ダム建設等で現場で相当の実績を持った方で、現在高根沢の牧場の総指揮をとっておられるわけでございます。技術関係が何名か、事務系統が何名かというところは、ここで私にまず手元の資料で御説明ができませんけれども、やはり土木関係の職員並びに事務関係の職員というものが適当に配置されておる、こういう状況でございます。

○峯山昭範君 工事の完成につきましては、先ほど少し話ございましたけれども、八月には家畜関係は移転ができるようになるのでありますが、工事の進捗状況等はどうか、予定どおりですか。

○参考人(今井栄文君) 開畑工事は、先生もごらんになったと思いますが、大部分完了いたしました。すでに牧草につきましてはその収穫が始まっておりますという状況でございます。それから土木工事につきましては、上水道、あるいはまた造園関係、道路、下水道というふうに逐次工事に着手いたしました。また、建築工事につきましても、すでに一部の建築物は完成を見ておるわけでございますが、その他の建築物についても、現在工事を進めておる、こういう状況でございます。私どもは順調に進んでおるというふうに考えております。

で、全体の予算に対しては契約率はどうかという点になりますと、全工事に對しまして九十九パーセントに発注を見ておるという状況でございます。若干雑工事が残っております、こういう状況でございます。全体の工事の進捗率としては五二パーセントに達しております。したがって、私どもは、貴賓館、これは宮内庁のほうでも必ずしも移転の際にできておらなくてもよいというところでございまして、牧場としての機能的な施設は八月末までに完全に終わるというふうに私どもは確信いたしております。

○峯山昭範君 大体工事の概況はわかりましたが、建設費は二十二億円ということですが、この二十二億円の内訳と、それから二十二億円でできるのかどうかですね、この辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○参考人(今井栄文君) 先ほど瓜生次長からもお話がございましたように、予算としては、空港公園の予算に新牧場の建設費として二十二億円ついていたわけでございますが、その内訳といたしましては、用地費が七億一千万円、それから工事費が全体で一億八千万円、若干工事費を細分いたしますと、土木費が六億、電気通信関係が七千万、それから建築関係が七億、それから設計関係が約五千万円かかります。大体総額で二十億円で完全にできると、先ほど申し上げましたように、すでに九十九パーセント済みでございますので、若干の予算を残しておるということで、二十二億円で完全にできると、こういうふうな考えでおります。

○峯山昭範君 何か下総と高根沢と比較すると、気象条件は高根沢のほうが雷とか雨が多いとかいうことを聞いてるんですが、そういうふうな点に對する対策はどういうふうになっておるのか、一ぺん伺いたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 高根沢のほうがいまおっしゃるような点がございまして、雨が幾らか多いといつても、それほど差ではないと思ひます。それほど特別のことではないと思ひます。ただ雷の関係は多いようでありまして、それにつきましては、動物あるいは人間に被害のないように今度の二十二億円で建設していただける際に、そういう点を十分注意してもらつておるわけであります。○峯山昭範君 先日の視察に参りまして、現在、牧草地帯になっておるところは、もとは雑木林だったと、まあそういうふうに聞きました。それで、当然水害の対策等も立てていらっしゃる、ダムもつくつておるということでございますが、実際問題として、向こうに降る水量ですね、い

ゆる牧場のところに降る水量をどの程度と計算されていらっしゃるか、そして水害に対する対策はどういうぐあいに考えていらっしゃるか、これをお聞きたい。

○参考人(今井栄文君) 宇都宮地域の全体の降雨量というふうなもの、それによって、牧場をつくることによって排水をしなければならぬというふうな面につきましては、宮内庁並びに栃木県当局とも十分御相談いたしまして、現在私どもとしては、新しい牧場に十分な排水施設をつくるということに決定して、工事を施行いたしておるわけでございます。牧場につきましては、先生がおっしゃいましたように、従来の雑木林が今度新しく農耕地になり、あるいはまたいろいろな施設が建つというふうな関係で、雨水をどう処理するか、それからまた人畜の汚水をどういうふうな処理するかというふうな問題があるわけでございまして、宿舎、それからまた畜舎というふうなところに、汚水の浄化処理施設をつくりまして、これをヒューム管暗渠によりまして、大体長さ十一キロメートルの水路をもちまして、地区の南西端の貯水池——これが容量としては約二万五千立方メートルでございまして、この貯水池に導きまして、洪水時におきましての下流への放水量を調整する、あるいはまた汚水の浄化をするというふうなことをしながら、用地外の谷津川にこれを逐次排水していくと、こういうことで県の御当局のほうの御了解も得まして、御指導を得てわれわれとしては、こういう計画をつくったわけでございまして、こういうことで地元の方も十分に御了解をいただいております。

○峯山昭範君 水害の問題は非常に大事な問題だと思えます。現実には二、三日の雨でも相当水害が出ております。実際問題、あとでいっても、こんなによい雨が降るとは思ってなかったというものが常であります。したがって、今回の場合も、要するにどの程度の雨までは耐えられるか、どういふふうな計算されているのか、それと、どういふふうにお聞きしたいと思います。

○参考人(今井栄文君) 若干詳細な御答弁をいたさなければなりませんので、新牧場担当の米川理事からお答えさせていただきます。

○参考人(米川健夫君) 宇都宮の地方気象台の昭和五年から四十一年までの記録をもとにしまして、確率計算を行ないまして、五分の一確率の時間雨量を算出したとしますと、一ヘクタール当たり六十一・三ミリということになりました。これによって排水路の計画をいたしました。それからダム、洪水調節につきましては、十分の一確率、十年に一ぺんという最大の量で一日に百五十一ミリという統計数字によりまして計算をいたしましたのであります。なお、それに安全を考えたとして、先般御視察をいただきましたように、下流に貯留池、ため池、ダムをつくりまして、一応そこをだいたひ総裁の御答弁の二万五千立米の貯水ができてという施設を加えまして、絶対に安全なという万全の対策をとった次第でございまして、皇室の御料牧場という性格上、一般よりも非常に慎重に考慮いたしまして、万全の対策としてそういうふうな措置をいたした次第であります。

○峯山昭範君 それでは、その点についての質問は以上で終わります。

それ、次に、先ほど次長から答弁ありましたけれども、御料牧場のいわゆる生産に携わっている人たちがですね、ああいう人たちは、まあ先日からいろいろお伺いしておりますと、いわゆる親子代々、何というか、伝習された、いわゆる職人かたぎの人が、多いように私は聞かれていますけれども、そういうふうな人たちがですね、たとえば欠員ができた場合にはどういふぐあいにするのか、そこら辺の人間関係は一体どういふぐあいにしておられるのか。われわれでも何か特別の人がというふうな感じがするわけですね、まあそういうところの辺のことはいかがでしょうか。まあそういう人たちに對する監督、指導というのは一体どういふぐあいにしておられるのか、どの範囲になっておられるのか、その点お伺いします。

○政府委員(瓜生順良君) この牧場の従業員で、

まあ親子代々というふうな人もごくわずかはありますけれども、大部分はそうではございません。特に幹部のほうなどは、農林省から来てもらったりに補充したりもしております。なお、下のほうの職員については欠員ができました場合、まあ三里塚であります、あの付近でその希望の人を入れて、まあだんだん教育しながら間に合うようにしていくというようにいたしております。

○峯山昭範君 そうしますと、現在三里塚の牧場につとめていらっしゃる人は、まあ聞くところによりまして、大部分の方が高根沢に移ると、そういうぐあいに聞いておりますが、一部には地元に残らなければならぬ、まあ家族の都合とかいろいろあるのじゃないかと思うのですが、そこら辺のいきさつは大体どういふぐあになっておりますでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 現在三里塚の牧場のほうにおります要員は百四名であります、そのうち高根沢へ移つてよろしいというので、移るつもりでおります者が八十四名ですが、二十名の差がございまして、二十名のうちで三名は、宮内庁の本庁のほう、東京のほうへかわっていく予定ですが、あとの十七名の人はやめてしまうわけでありまして、そのやめる人の行き先は、空港公園のほうに引き取つてもらふ人、あるいは市役所に引き取つてもらふ人、あるいはあつて民間の小さな牧場があります、そういうところへ移る人というものが大部分。なお、就職を希望しないという人もあります。これは二、三人であります。これは自分の家へ帰つて農業をするというふうな人がおります。

○峯山昭範君 先日の視察でも、宿舎は、二カ所に分かれて相当たくさん宿舎をつくっておりますけれども、今度の牧場に勤務する皆さんは、大体ほとんどがあの宿舎の中に入られるのか、またはあの宿舎以外のいわゆる民家のところから通うことができるのか、そこら辺のところはどういふぐあになっておりますでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 希望者は全部あの宿舎に入られるようになっております。

○峯山昭範君 ということは、希望者は宿舎に全部入られるようになっておるといふことは、要するに入らないかぬということじゃないわけですね。要するに、たとえば地元から通うこともできると、そういうように解釈してよろしいでしょうか。

それから、いわゆるその家族の中には、学校に通つていらっしゃるお子さんもみないらっしゃると思うのですが、そういう方々はやっぱりあれ歩いたら相当時間がかかるのじゃないかと思うのですが、どのくらい時間がかかるのか、またそこら辺に對する対策はどういふぐあになっているのか、これも一ぺん聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 家族の学校の関係、こまかく調べたものがございまして、大体を申し上げますと、三里塚にいる場合よりは小学校もちょっと遠いですが、しかし倍まで遠くはございません。中学校もちょっと遠いが、倍ほどではない。高等学校もちょっと遠いが、場合によると三里塚でも非常に遠くに行つてゐる人があります、高等学校で。それそれや不便ではあります、著しく不便ではないという状況でございまして、そういう点、家族の人も宿舎の関係は、いまの三里塚よりもよくなりますし、まあや不便だけれども、特別の不満を持っておられないような状況であります。

○峯山昭範君 それではもう一つだけ聞いておきたいことがあるのですが、先ほどちょっと質問の中にありましたのですが、最近でも、献上品というのですかね、そういうものがあるのかどうか、また認可される品物ですね、そんなものはどういふふうな基準で認可するのか、またどの程度のものであるのか、そこら辺のところちょっと一ぺんお聞きしておきます。

○政府委員(瓜生順良君) この献上品といふのは、現在受けられますのはいろんな県の特産品などでございまして、主として、行幸をされま

す、そういう場合にその県でいろいろ御視察になる、その場合にその県の特産品をその機会に献上したいと言われるのを知事を経て受けているのがおもであります。なお、行幸のない場合でも、特に知事を経て特産品の献上を申し出られる方については、どちらかというと産業奨励というような意味でお受けになるのでありまして、それ以外、普通の、特に芸術品のようなものですとか、そういうようなものを献上したいという方がありますが、これはお断わりをしております。で、その全体の金額が、内廷、両陛下から皇太子殿下全部合わせまして年額約二百二十万をこさないようにいたしております。

○峯山昭範君 もう聞きたいことは全部聞きました。それでも聞くことはないですけれども、今度の設置法の中で、実は第一点と第二点とありまして、第二点のほうは全部終わったわけですが、第一点のほうで一つだけ聞いておきたいのですけれども、新しい宮殿ができて、昨年の十一月ですか、一ぺん一般公開したことごさいます。ですが、やはり新しい憲法下にあつて、何といひましても宮殿をもつと私は一般に公開したらどうかと、こう思うのですけれども、まあ警備とかいろいろな問題でむずかしい問題もずいぶんあると思います。また、いままでもこういう質問はされた方もありますけれども、率直に申し上げまして、もう少し開放していただけないか、このように思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君) 新しい宮殿の参観、これは外回りから見ただけのことにつきましては、現在も、午前千五百、午後千五百、一日三千人の範囲で係員が案内しておるわけでございますが、しかし宮殿の中ということにつきましては、これは行事との関係もありまして、いろいろじゅうたんその他が損傷するような点もございまして、そういう一般の参観はいまのところは考えておりません。ただ、宮殿内で行事のために両陛下にお会いをされるような、いわゆる賜謁というの

が最近相当多うございまして、賜謁のために宮殿の中へ入られる、そういう場合の中でございいただけの機会が以前から見れば数がふえていると思ひます。

○峯山昭範君 牧場の問題につきましても、宮殿の問題につきましても、ともに私たち国民にとりましては非常に関心の深い問題であります。したがひまして、先ほどから私は質問をしておりました、いろいろやっぱり幾ら質問しても疑問は残るわけですね。牛乳の問題につきましても、またお米の問題——言わなかつたんですけれども、お米の問題もずいぶんいろいろあるらしいです。きょうは質問しなかつたんですけれども、要するに日本国じゅうでこれより最高のはないというように米を食べておられるという話を聞きました、それはそれとおりだろと思うんですけれども、いろいろ問題がばいあると思ひます。しかし、国民から遊離しては何にもならないと思ひますし、どうかそういう点も配慮していただいて、まあ両方とも——私も新しい宮殿は見えておりませんけれども、実際問題見たい人もたくさんいると思ひますし、その開放と、それから牧場のほうにつきましては、特に被害とか、公害とか、水害とか、そういう点には十分注意をされて建設されるよう望みまして、私の質問は終わります。

○委員(八田一朗君) 速記をとめて。
○委員(八田一朗君) 速記を起こして。
○北村暢君 時間がはんばになるかもしれないから、直接宮内庁設置法そのものではないのですが、関係のある新東京国際空港公団法の一部改正案が、いま運輸委員会にかかつておるわけなんです。この法案とこの三里塚の御料牧場並びに高根沢の新しくできる牧場、これとの関連性について若干伺ひしておきたいわけなんです。これは航空局長見えておるようですから、公団法の関係で、この三者の関係についてどういう関係になっているのか、そこを若干伺ひておきたいのですがね。

○参考人(今井栄文君) 直接公団法の改正と、それから三里塚御料牧場との問題でございまして、で、私からお答えをいたしたいと思ひます。
公団法の一部改正は、現在の御料牧場の中にある国有地の部分、これを公団に政府から現物で出資していただくという現物出資の関係でございまして、その現物出資していただく総面積でございまして、現在下総の御料牧場は四百三十九・五ヘクタールございまして、この中で私どもが政府から現物出資をしていただくというものは空港の敷地内並びにそのすぐ隣接する騒音区域で、私どもとして将来付帯施設をつくることを考えておるのでございまして、それを合わせますと現物出資の部分が二百四十九ヘクタールでございまして、それから、それ以外の部分につきましては、敷地内の農民の方々の代替地になる部分、これが約九十七・六ヘクタールございまして、それから、国が将来公園をつくり、あるいはまた政府職員の宿舎をつくるというふうなことで、十七・八ヘクタールばかり国が保留する分がございまして、こういったものは、私どものほうへ現物出資をしていただくのではなくして代替地になる部分については、この空港敷地内にある国有地と交換していただくというふうな考えております。

○北村暢君 いや、そういうことを聞いていては、はたして、だから公団の総裁でなくて、運輸省側に——運輸側はだれですか。公団法の一部改正は現物出資をするための法案ですね、したがって、この現物出資を政府がするわけには、それが以前に御料牧場が移転をしておらなければならぬのかどうか。現在御料牧場は三里塚で従来の設置法に基づいて事業をやっているわけですね。移らなければ現物出資されないわけですね。しかも、高根沢の牧場、二十二億で新しく建設せんとするものと、現在の御料牧場の一部と、建物交換をするようになっていくわけでしょう。その関係で、公団法が成立しなくても、設置法が成立すれば御料牧場は移転できる、こういうことになるのかどうか、こゝら辺の關係がちょっと、

三つの關係法案が出ておるものだから、そこら辺のところを解明してもらいたい。実は、したがって総務長官に求めてもらいたかつたのですけれども、そのどういふふうになるかということではなくて、法律的にどういふふうになるか、その三者關係を聞きたかつたわけですね。したがって、政府の責任者でどういふ關係になるのか、そこら辺のところをわかるように説明してもらいたかつたわけですね。

○政府委員(瓜生順良君) この三里塚の御料牧場は、この宮内庁法の一部改正法律案が通りますれば、この高根沢のほうに移転ができるし、移転をする方針でございまして、その交換以外のあと地がどういふふうな処置されますか、これはまた別の問題だと思ひます。
○北村暢君 ところが、公団は高根沢の牧場を建設しているわけでしょう。それと交換になると、こういふことがあつたわけですから、公団側からすればどういふことになるのでしょうか。あと地をどうするかということについては、あと地のこと、私のほうの關係ではございせん、こういうことなのですが、あと地は、これは皇室財産ではなくして大蔵省の普通財産になるのですか。そして高根沢のほうは新たに皇室財産になる、こういうことがあるのでしょうか。その点について、その権利關係の移轉の時期はいつになるのですか。それと、公団の現物出資——出資を受けるわけですから、その時期との關係においてどういふふうな處理をされるのか。したがって、これは大蔵省の理財局長にも来てもらつて、その辺の處理のしかた、經理のしかたを実は明らかにしてもらいたかつたわけなんです。その点は後ほど質問することになりますから、とにかく宮内庁設置法さえ通れば、ほかのことはどうであらう、こうであらうにかかわらず、三里塚の御料牧場は高根沢に移転することが法律的に可能であると、こういうことですか。
○政府委員(瓜生順良君) さようでございまして。
○岩間正男君 この前も北村委員からいろいろ質

○説明員(川上親人君) ただいまの御質問でございますが、ほかの委員会、また当委員会におきましても御質問があったのではなかったかと思えます。たびたびディスカッションされてきた問題でございしましたが、私どものいままでの基本的な考え方といたしまして、新東京国際空港ができました場合に、これを戦闘用の目的あるいは軍事基地として提供するというようなことは、これは拒絶いたしますというのを従来たびたび申し上げております。拒絶すると申し上げても、それは地位協定第二条に基づきます、地位協定二十五条に定める日米合同委員会を通じてそういう提案がありましても、施設、区域の提供は一切しないというたてまえにおいて拒絶できるという見解を明らかにしているわけでございます。

先生の御質問はそこではなくて、むしろ地位協定第五条において入る権利があるのではないか、それを断わることができないのではないかという御質問かと私は了解したわけでございます。その点になりますと、確かにいままでも各委員会を通じて、法律的にあるいは法理論的にこれは拒絶できるかということについて、拒絶はできません。地位協定第五条の権利というものは確かにございまして、という御答弁を申し上げているわけでございます。ただ、だからといって、新東京国際空港が米軍機に使われるということが望ましかいというところにつきましては、われわれは、それはきわめて望ましくないのだという立場を申し上げているわけでございます。新東京国際空港が純民間空港として整備されていきますこの特別な経緯にかんがみまして、従来何回か申し上げたかと思えますけれども、現在羽田におきましてM A Cチャーター機が使用回数が多くなりまして民間航空の支障になるような場合におきましては、外交ルートを通じてたびたび米軍側に配慮を求めまし

○岩間正男君 つまり望ましいということだけ
 なんです。そのところを混同されているので
 すね。これはぜひぶん私たちが富里の空港問題が起
 こった時代から関係してきたのですがね、この問
 題はやはりいまの安保体制下の中においては、背

景としては必ずある問題ですから、たから基地に直接するとか何とかという問題はいまのところないとしても、しかし安保条約に基づくこれは地位協定のたてまえからすれば、第五条の発動があればどうしてもこれは提供しなくてはならない。そうすると、いまも認められたように、拒否はできないのだ。ただ、拒否はできないのだけれども、まあ向こうのそういう要求の範囲内でこれを少なくしてもらうのだ、望ましくないのだから少なくともしてもらうのだ、こういうたてまえですね。ところがどうですか。実際これは現地なんかに行ってみて、やはりだんだん事態が明らかになるに従って、現地の農民なんかは、結局これは米軍機が入ってくるのだ、輸送にも使われるのだ、チャーター機という形もとるだろう。しかし実際の場合には、これは米軍機もちゃんと入るといふこともこれは起こるかもしれない、こういうことになりますという、いかにも米軍には使わせないのだということが宣伝はなっておるけれども、しかしそれは根拠がないでしょう、いまの

○説明員(川上親人君) 先ほども申し上げたとこ
ろでございますが、羽田につきまして、現実の事
実といたしまして、外交ルートをもつて折衝いた
しましたときに、こちらの立場というものは十分

考慮しなくてはならない。そういふ事実の認識に立ちまして、成田空港の成立までの経緯、またはこの空港を純民間空港として育てていきたいという、このいわば国民的な願望といひますか、そういうものを述べています場合、必ずこれにこたえてくれるという私は確信を持っておるわけでございます。そういう前提におきまして、事実上これが人道的にやむを得ない場合、そういうふうなごく限られたテクニカル・ランディングというふうなものについてのみ使用されるということとはございまして、一般的に任意に使用されるということはないというふうに、またそういう結果というものは必ず話し合いの過程において期待できるということを先ほど申し上げたわけでございます。

○岩間正男君　だから、そうあなたのおっしゃいますがね。それなら、これは具体的に証拠を示してくださいよ。つまり何月何日に米軍に交渉して、いまだ入っていた米軍機が何機減ったか。ちゃんと足跡があるのだから、そういう一般論でやつ

○説明員(川上親人君) 実は羽田におきますところ

ろのM・C機の運航にかかる米側の申し入れというのは前後三回ございます。第一回は四十二年の三月十八日でございます。まあそれまで四十二年の一月が、実は着陸回数で申し上げますと百九十九回、二月が二百回、こういうふうな状況であつたわけでございます。だんだん増加する傾向にございましたので、米側に自衛を要請いたしました。なるべく横田を使うように、やむを得ず羽田を使う場合には、十一時から十八時までの比較的羽田空港のすいている時間帯を使うようにという要求をいたしました。これに對しまして、四十二年の四月十五日、米側の協力を約束してもらつたわけでございます。その結果、それまで二百四十一機というような状況でありましたものが、五月に百四十三機、六月に百四十機というふうになつた通減をいたしました。ただその後さらに、先生

先ほど御指摘のように、一時的に利用回数が増えるというふうな事態もございました。四十三年の三月十一日に第二回目の申し入れをいたしておりました。このときは、四十三年の二月に二百二十八回、三月が二百八回、四月が二百十二回というふうな、二百回をこえるというふうな状況にいたりましたので、自東方の要請をいたしました。同月三月二十五日に協力の返事があったわけでございます。この結果は、いま申し上げましたような回数に對しまして、五月に百八十二、六月に百七十二、七月百七十一というふうに、逐次実は減っていくとしておるわけでございます。さらに第三回目の申し入れは、今年の二月十一日に申し入れたものでございりますが、これは羽田空港におきまして、スポーツ建設工事を実施するためにAランクローズをする、こういうような問題がございました。現在羽田におきまして私どもが非常に苦勞しておりますのが、このスポーツ不足の問題でございします。このスポーツ建設の増設工事のために、現在ありますスポーツそのものも一部使用中止をしななければならぬものも出てまいります。そういう関係もございまして、当分羽田を極力使わないように要求をいたしましたわけでございます。この結果、この前も申し上げたんでございますけれども、百九回、三月が百二十二回というふうに、逐次前年同月に比較いたしましたも非常に回数は少なくなっている、こういうふうな事実がござい

○岩間正男君 非常に少なくなっているというお話ですが、先ほどのたとえばこれは四十二年、いまの説明ですが、どうも納得できないんですが、四十二年に交渉したとき二百三十四機、それが百機少なくなつて百四十三機、六百百四十機、七月百六十九、八月百七十四と言っているが、九月になつて二百九、十月は百二十九、十一月百八十一、十二月二百七機、こういうふうにまたもとに戻るんだね。そうしてさらに第二回の四十二年三月、それから、これはもう二百十二が百八十一、百七十二、百七十一、百五十七、そして百十二、

九十五、百六、百五、こういうふうな減つてい
けれども、これは戦況が変わつてきているでし
う、ジョンソン提案があつたりパリ会談があつ
たりして。だから、米軍の都合のいいときは応
ずるけれども、これはさきの四十二年の例でわ
かるように、ちょっとこれは二〇％とか三〇％
とか減らしたりしますね。いつかまたもとに戻
つてしまふ。こういうことでしよう。私はこうい
う形としよう。ものを正確に見ないと、いまの
議論というのは非常に説明用になっていると思
うんです。だから、実際これは先について核戦
略体制が強化される、それからこれは本土だ
つて沖縄並みに使われたいという保証もなさ
そうです、先の見通しとしてね。そういう時代
になれば大型機が必要だ。これはおそらく大型
機になる。そういうふうになる。というのと、
結局成田の空港ということになり、われわれ
の希望にもかかわらず米軍のために使われ
ることが非常に多くなつてくる。だから私は
羽田の願望、願ひのあれを見ればいいです。羽
田の問題は解決さういふのは、そういう形で
一体この問題は解決されておりますか。そう
いうことは望ましいなどというところで、折衝
してみたつて、そういうことで、はたしてこの
問題解決できるか、あなたたちの出している
これは「政府の窓」——「時の動き」を見
ますと、せっかく民間航空発展のために計画
した成田の空港に米軍の輸送機はらんした
り、ましてこれが基地になるなどというこ
とは絶対にありません、こういうように書い
てある。これは基地になるかどうかというこ
とは先の問題として、相当これで米軍側に
使われるということが起こつてくる。そうい
う可能性は十分あるのではないか、こう思
つておりますけれども、これは法的に、条約
の上から見てもそう言い切れない。結局お
おむねそういう態度でこれを実現するとい
うことにすぎないので、そこところは私た
ちは非常に、安保条約そのものがまさに
われわれのそういう権利というものを踏
みにじることを示してきている。

○説明員（川上親人君） 実は先ほど申し上げたこ

とのほかにもう一つありまして、この四月十八日でございますが、別の委員会だったと存じますが、政府委員としてそういう答弁を申し上げているわけでございますが、成田ができて二つの空港ができた場合に、M A C チャーター機の扱いに対する一つの基本的な考え方と申しますか、羽田もそれから新東京国際空港も、いずれも協定五条の規定による着陸あるいは出入でございまして、これは両方向同じように制限的に今後要請をするというか、そういうふうな取り扱いをばつてまいりたい。しかしどうしても着陸しなければならぬという実態が生じた場合には、その問題は成田に持ち込まないで羽田で問題を解決するようになしたい。といいますのは、羽田におきましては給油施設が非常に十分でございます。大型機が参りまして給油能力がでございます。燃料補給というか、テクニカル・ランディングということでございますが、羽田で十分受け入れられるし、またそのほうが便利であるのじゃないか。実際問題として民航の成田ができましたあの羽田の姿といいますのは、国内ライナーを中心にした国内線の一応空港になるわけでございますけれども、そこに受け入れていくという考え方をとりたいた。そういうことをひとつ含めたいとして、したがって、成田においてはできるだけ入らないようにしていくのだ、同じく米軍機あるいはチャーター機が羽田なり成田に入るといふことは共通して民航の支障にならないように押えていくとは言いながら、そこに微妙なニュアンスの差があるということを実は申し上げているわけであります。そういうことを前提といたしまして、私は先ほどのように、元来は米側に提供してございます施設または区域を使用して行なわれるべきが原則でございます。例外として羽田あるいは新東京国際空港が使われると、こういう形であろうかと思っております。その場合にも、どちらかといえは羽田で問題を処理いたしまして、新東京国際空港はあくまでその純粋性を保たれることにいたしたい、そういうような方向で今後強く要望を

していきたくと、その要望はたぶん私は実現可能
性というものが非常に強いのではないか、かよう
に申し上げたわけでございます。

○岩間正男君 要望は要望として、しかし要望はそのまま通らないこともたくさんあるのです。これが米軍というものです。そういうことは枚挙にいとまがないのですからね。そして、いまのままの態勢で当分はそのようなことでいくでしょうけれども、大型機になってきたらどうなります。羽田にと言ったって、羽田に着陸できないでしょう。給油の施設があるとかないとかいったって、羽田自身がそういうようなことに置かれてくれば、民航として、機能というものはやはり非常に軍事的な色彩を持つてくる。いまの段階だって、年間にどうですか、ピークのときには二十万以上の軍隊が送られておったでしょう、どうです。ベトナムに、羽田を通じて。そういうながあるのですよ。計算するとそういうことになりますよ。だから、そういう事態で、やはりどうしてもこの点について、単にお願いかかそういうことではもう解決つかない問題が出てくるのです。そして、成田は先について純粋性を保ちたいなどと言っているけれども、いろいろな条件の中で、はたして一体そういうことが可能なか。そんなのは単なるこっちの希望的観測にすぎないのであって、事態が非常に変わってくる。それから輸送機の性能も変わってくる。こういう時代になると、そういうところは結局は成田を使わざるを得ないということが出てくる。そういう中で、安全でございます、安全でございますという中で、安全でしたって、それは単にこっちの希望的観測ということだけで、たよれないということですから、それをはっきり保障する根拠があるか。というのは、国民のやはりそれは権利や生命を守る問題と関係してくるのです。そういうものですかね。それから、民航をつくって今まで宣伝してきて、これが平和的利用だと、それから、世界の航空情勢に即応するために当然これは日本でなきゃならない。そこで大宣伝してきたのだが、そ

れを得たりかしこしとして、實際背後からこのよう
な軍事利用の影が忍び込んでくる。そういう
根拠はある。根拠はあなたも認めたように、地
位協定がある限りこれはどうしたって認めざるを
得ない。弱いのだ、こっちは。まるでおもやを取
られていることになる。だからこの点は、実は羽
田だけで対決をした対決のしかたを見れば、成田
がほぼ見当つくと云うのです。羽田のとき、や
はりこれは地位協定の第五条があるから、どうし
てもこっちは強く要請ができない。交渉もできな
い。そういうことで、一応向こうは聞いたような形
をとっているけれども、必要があるときはいつで
もとに戻ると、こういうことなんですね。そう
なると、いざという場合にはどうするかというの
です。そういう非常事態が起こった場合にどうす
るかということが出てくるわけです。軍事利用す
るとかしないとか言ったって、もうされるにき
まっている。そういう編入です。そういうものを
裏づけるようなものはたくさんあるわけですよ。
これらの作戦のそれ一つ見ただけ——これは重要
作戦などと言っておられますけれども、それは一つ
の構想だ。全部編入されてしまう。民間の要員だ
って全部編入されてしまう。軍の命令です。そう
いう体制になるのです。どうですか。

○説明員(川上親人君) ただいま先生がおっしゃ
られましたような、常時計画的、継続的に新東京
国際空港である成田が使われるということになり
ますと、私はこれは日米合同委員会の当然の問題
になる性質のものかと思ひます。先ほど来申し上げ
ましたように、基地または戦術目的に使われる
ということについては、一切拒否するという立場
でございまして、そういう関係については、十分
これは拒否し得るというふうな理解いたしてお
ります。

○岩間正男君 その点について、外務省の見解お
聞きしておきます。どうなんですか。そんなこと
できませんか。

○説明員(松原進君) 地位協定におきまして、米
軍機が日本の飛行場を使い得る場合は大まかに申

し上げて二つあると思ひます。

第一は、地位協定第二条第一項(a)の規定または
地位協定第二条第四項(b)の規定によりまして、施
設、区域として提供し、あるいは米軍が共同使用
という形で使われる場合でございます。その他
に、先御指摘の第五条に基づき日本の空港への
出入としてあらうかと思ひます。

ただ、その二つがございまして、これは、先
ほど監理部長が申しておりましたように、本来の
軍事目的なり戦術目的のために使うというための
飛行場というところは、ただいま第一に申し上げま
した点、つまり施設、区域として提供しあるいは
共同使用せしめるといふ形によって米軍がこれを
使用するのが当然でございまして、第五条の規定
によりまして日本の飛行場を使うときに、戦術目
的固有のためにこれを使用するといふことは想定
されておらないわけでございます。そういう意味
におきまして、先ほどから監理部長申し上げてお
りますように、第二条の關係の規定によりまして米
軍の使用といふことは絶対にさせない。第五条
に基づいて、その場合におきまして、ただいま
申し上げましたような制約のもとに米側としては
使うわけでございますから、その範囲内で使うとい
ふことについては、合同委員会を通じて日
米間で十分協議をし、いやしくも民間飛行場とし
ての機能に支障を来すといふようなことはさせ
ない。それは日米間の合同委員会を通じての協議
によりまして、十分合意が可能であると考へてお
ります。

○岩間正男君 いままでどのくらい持ちました
か。何回持っています。日米合同委員会。この問
題について分科会持たれましたか。先ほど交渉と
言ったが、この交渉はどういう種類の交渉です
か。これは運輸省とそれから米軍ですか、先ほど
三回交渉を持たれたというの、これはどういう
種類のものですか。

○説明員(松原進君) 先ほど羽田空港の使用の規
制につきまして運輸省当局から御説明がありまし
たのは、合同委員会を通じての米側との協議でござ

います。

○岩間正男君 これは分科会ですか。

○説明員(松原進君) 直接合同委員会の本会議で
出しております。

○岩間正男君 合同委員会ですらあるんですか、
三回も。そういうことですか。

○説明員(松原進君) そうです。

○岩間正男君 そういうことですか。そこでこれ
はどういうなにとおっしゃいますか。ちゃんといま
あなたが答弁されたことを、何か一札かなんか
とっているのですか、合同委員会の決定として
どうなっているのです。口頭ですか。

○説明員(松原進君) 場合によって文書をもって
申し入れをいたしております。いずれにいたしま
しても、米側の協力あるいは善処の約束というの
は、合同委員会の場において確認されております。
○岩間正男君 合同委員会の何か合意書みたいな
もの、それは何かつくって、文書にしてあるの
ですか。お互いに確認した、そういうものはあるの
ですか。いまのやつは。

○説明員(松原進君) その形式につきましては、
先生御承知のように、合同委員会の合意内容につ
きましては、そのまゝ外部には原則として公表し
ないというたてまえになっておりますので、形式
につきましては、ここで一方的に申し上げること
は差し控えていただきたいと思います。

○岩間正男君 いやそれはあなたたちいつでも使
う手だ。これはいつでも秘密だ、向こうと交渉し
なければ発表できませんとか言ってますね。
それで合意して、ちゃんとお互いが確認し合つて
文書化されてあるのですか、ないのですか。それ
を聞いておるのです。

○説明員(松原進君) ただいま申し上げましたよ
うなことは、合同委員会の場において確認をされ
ております。

○岩間正男君 あるわけですね。これは資料とし
て出せないので。向こうの了解を得たらでき
るのでしょう。

○説明員(松原進君) 出すことは、先ほど申し

上げましたように米側との約束もござい
ます。資料として提出することはできないかと存じ
ます。

○岩間正男君 できないことはないと思ひます、
向こうが了解すれば。なぜかといえば、米軍に対
しては国民のこころいう、いやこれじゃ困るとい
うなに出ておるのです。これは羽田に行つてみ
れば、やっぱり相当羽田の機能というものは、米
軍によって不十分にされておるところがあります
よ。それから労働者の数ふやしておるところで
しょう。——労働強化も起る。時間的にとんで
もない時に行くから、管制が非常に複雑になつて
くる。こういうチャーター機は優先でしょう。こ
れはどうなんですか。優先なんです。あれ見てい
ると、米軍のなが入ってくる時にはほかの飛
行機は飛べないようにされておる。そういうふう
になると、管制の上からいっても非常に制限を受
けるわけでしょう。したがって、これはいろいろ
国民の生活を圧迫しているわけですよ。だからそ
れに対していろいろ要望がある。それに対して米
軍がこたえたというのなら、当然それを、いい答
えをしたというのならそれを発表したほうがいい
わけです。ところが、いつでもそれは秘密でござ
いまして。外交上の秘密でございまして、米軍と
の了解なしに出すことはできませんといつて逃げ
てしまふのですけれどもね。

○説明員(松原進君) 先ほどから御説明いたして
おりますように、米側との話し合いの内容につき
ましては、運輸省当局からすでに詳細御説明が
あつたとおりでございまして。したがって、内容そ
のものについて隠しておるということとは全くない
のでございまして。

○岩間正男君 私があげましたように、一時は、
こちらから申し入れをしたら少しは減つたことが
あるけれども、またもとに戻つて、そういう
事態ですから、それが守られて、ずっと減つてい
る、使われないことになつた、こういうことだつ
たら、私たちこんなくらいことを聞くわけはない

のですけれども、実際はそうじゃなくて、絶えず変わるのです。それからそういう戦局の動きによって変わってくる。それからさっき言ったように、飛行機の性能によっても変わってくる。そういう不安定の上に立たされているのです。そして成田の空港ができたとしても、依然として同じような基礎の上に立たされている。だから、成田は純血を保ちたいとか何とか言ったって、それはできないようなそういう基礎の上に立っているのだというこの事態だけを明らかにしておかないと、国民は信用しているのだが、ある日一夜明けたところが、そこはどうしてもたぐさんの米軍機がちゃんと着陸をしておる。そして本格的に使わない保証がないのです。そういう保証がありません。その保証をはっきり確立しておかなければ、私たちはこの問題、ずいぶんこれは富里時代からずっと問題にしてきて、実際は軍事的利用がないということを宣伝してきたけれども、条約的に見たってそういうことです。それから羽田のいままでの実態を調べてみればそういうことなんです。羽田にあることが成田にないのだと、そういう保証も今度はつきりあるのだたら、それを示してもらいたい。そうすれば私たちは、成田空港を民港として、いわゆる先ほどの話のあった純粋性ということ、米軍が入れば純粋でなくなるといふことを裏づけされたようなことを言われたわけなことを聞く必要があると思う。どうもこの論議、ずいぶんやられているのだけれども、私たち聞いていて非常にやっばり不十分になっちゃう。何もないので、そういう保証は。あるなら示してもらいたい。そのところを明確にしておかなければ、これはわれわれ、国民に対して責任は果たせない。結局、私は外務大臣にやっばり出てもらわなければならぬ。今後これは折衝するのかどうか。○説明員(松原進君) 先ほど来申し上げておりますと、五条の規定によりまして、米軍がわが国の飛行場を使いますというのには一定の制約と申しますか、前提がございます。したがって、

て、それを破るような事態ということは当初から想定をされていなくてございます。いずれにいたしましても、地位協定の第二十五条に規定がございますように、地位協定の実施に関して協議を要することについては、すべての事項について合同委員会が協議をする、こういうことになっておりますので、五条の規定の実施に関連しまして、ただいまの合同委員会の権限に基づきまして十分米側と調整をし、円満な解決をはかることが可能であると、こういうふうに考えております。○岩間正男君 残念ながらそういうことまで期待することはできないのです。われわれは日本外交の力関係を知っているし、いままでの実績をたぐさん知っているから、うかうかとそれをそうでございましてかと言えない。努力することはこれは当然だし、そういうことは言えますが、ほんとうにそれでどうもわれわれは安心なかなできる問題じゃないんです。だから、はっきり政府はそういう立場で絶対使わせない、そうしてそのために万全の努力をして、これをはつきり向こうに合同委員会を通じて認めさせる、こういうことを外務大臣出てきて言明すれば……。とにかくそうでない限りは、とても国会での法案を通すための説明だけじゃ安心できないです。一夜にして変わる可能性があるからですよ、いま日本の置かれておる情勢の中で。そういうことはここで論議しませんが、これは防衛二法案が出てくれば、いやおうなしに触れざるを得ない問題になってくる。そうでしょう。そういう事態というのが想定されるから私は心配しておる。だから、ほんとうに民港としてのいわゆる純粋性を保つというのを保証するだけ、そういう一体政治的な配慮がなされておるかという、それはとてもそういうことにならない。ことにまあこれは事前協議の問題とは違いますが、性質は似ているのだな、国益というやうなこと。もう米軍から申し入れられれば、国益だったって承する可能性が十分ある。いまの日本外交のこれは特質ですよ。そういう点から、この問題について、これはまあ外務大臣に来てもらって

質問しなきゃならぬと思います。○政府委員(大戸基男君) 非常に例外としまして考え得る事態としましては、一つはエマーシェンシーの場合、つまり飛行機の特許で、緊急事態にあいましたときに、その空港以外に着陸できないという場合が理論上考え得る、めったにないと思えますけれども、理論上そういうことがあり得るというところが一つ、それから、これもまたまれな例でございまして、自衛隊機が国外に行きまして帰ってくるというふうなことが、たとえば羽田にございまして去年一年間に一回ございまして、将来成田空港が国際空港になって、検疫等がそこらで行なわれる、入国手続はそこらで行なわれるということがありました場合には、自衛隊機もそこらで入国手続をするということが、まれな場合としてあり得るということで、それ以外のことはちょっと考えられませんが、原則としてそれ以外の使用は考えられない、こういうことでございまして。○岩間正男君 羽田はいま使われていますか、使われておりませんか、自衛隊機。○政府委員(大戸基男君) 使っております。○岩間正男君 どのくらいです。○政府委員(大戸基男君) 年間約三百回程度でございまして。○岩間正男君 これはどういうことになりますか。○政府委員(大戸基男君) 三百回昨年使っておりますけれども、その内訳は、国内的な運航が大部分でございまして、付近の工場において自衛隊の航空機の部品等が製造されますので、その輸送のためと、それから内外のいろいろなお客さん等の輸送の場合、羽田に着かれた人を羽田から国内の他の空港に運ぶというようなことが大部分でございまして。国際的に使うというふうなのは、先ほどちょっと申し上げましたが、昨年度一回だけでございまして。○岩間正男君 自衛隊が新空港を原則として使用しないとしているのですが、それは何か根拠があるのですか。○政府委員(大戸基男君) 実質的な根拠でございまして、つまり自衛隊は自衛隊の飛行場を持っておりまして、あの付近で言いますと、たとえば木更津とか下総とか百里とか、自分自身の飛行場を持っておりまして、自衛隊の教育訓練は自衛隊の飛行場で行なうという実質的な根拠でございまして。そこでできないようなこと、つまり先ほどまれな例として申し上げました、国外に行きまして入国手続が必要な場合、これは現在羽田で行なわれております。去年一回ございまして、それが将来あるいは成田空港で行なわざるを得ないということがまれな例として考えられる、こういうことでございまして。

【委員長退席、理事石原幹市郎君着席】○岩間正男君 これは防衛出動の場合を自衛隊法ではうたっていますね。その場合はどうなりまして。○政府委員(大戸基男君) 防衛出動が下令されるという事態はどういう事態になるか、なかなか想像しにくいわけでございますが、原則的にやはり自衛隊の飛行場で発着するということになろうかと思えますけれども、日本全土が実際に空襲を受けるというやうなことをかりに想定いたしますと、自衛隊以外の飛行場も侵略防止のために使われる、理論上はそういうこともあり得る、理論上だけの問題でございまして。こういうことになろうかと思えます。○岩間正男君 理論上といっても、これは百三条一項並びに二項でちゃんと規定しているじゃないですか。防衛庁長官は必ずから政令で定める施設を管理し、使用することができ、また輸送を業と

する者に対して長官が指定した業務に従事させることができることになる、こうなっているんじゃないですか。そうすれば、当然防衛の立場からという、そういう名目でこれはそういう措置をとることができるといふ。そうしたら、成田の場合もその中にはつきり入るわけでしょう。どうなんでしょう。絶対これはやらぬと言わんのですか、これも明確にしておいてもらいたい。

○政府委員(大戸基男君) 先ほど申し上げましたが、防衛出動が下されるような、日本全土がかりに空襲を受けておるような事態の場合には、自衛隊の飛行場はもちろんでございますけれども、自衛隊の飛行場以外の飛行場も使用せざるを得ない。理論上そういうことで、その根拠が百三条にある。こういうことで、それを否定したわけではございません。理論上あり得るということをお先ほど申し上げたわけでございます。

○岩間正男君 理論上あり得るというのは、そういう事態の起こり得ることを想定してこれはやっているわけ、理論上ということばは、平時においてはそう言えるだろうけれども、戦時にはそういうことになるということをはつきり意味している。そこで、自衛隊機がどんな場合でも成田の航空港などは使わないということはいえないと思うんです。これは自衛隊法との関連ではつきりしたわけです。これははつきり必要があれば使うんだ、ことに防衛出動、そういう事態の中ではそれを使うんだ。

それからあすで空港に従事している労働者ですね、それからあすこの従業員ですね、こういう人は全部やっぱり編入できるんでしょう、軍の輸送に協力させることができるんでしょう。

○理事(石原幹市郎君退席、委員長着席)
○政府委員(大戸基男君) 百三条の問題でございますが、輸送を業とする者に対して必要な業務に従事してもらうというものは、百三条はこういう場合があり得ることを予想しておるわけでございます。もちろん防衛出動の場合だけでございます、平時のことは別としまして。

○岩間正男君 百三条に関連して聞いておるんですから、異常の事態になるわけですが、そういう場合において、もう命令でもってあすこの輸送に従事している者、ということばは、あすこの職員から従業員、就業者から労働者全部含めるわけでしょう。これはあれに入るわけですね、そういう人たちは軍の輸送に協力する。つまり、軍の輸送体制の中に編入されるということになってくるわけですね。だからそういう事態があり得るんだということをはつきり想定しておく必要がある。どうでしょう。そういうふうな考えをきくと、やはり成田の空港というものが純粋を保つていく、あくまでもいつまでも永久に平和だということとで、そういう平和利用だけに徹するんだというようなことはできない情勢なんだ、そういう事態を明らかにする必要があるんじゃないですか、いまの安保体制の中では、このところは明確にしておく必要がある。

それからもう一つ聞いておきますが、チャーター機はどうですか。非常に乗り入れをふやすようになってくるんじゃないですか。いまワシントンで開かれてる日米航空協定の改定交渉の席上、アメリカはチャーター機、不定期便の対日乗り入れをふやすよう要求しているが、この中には軍のチャーター機等も当然含まれていると思うが、一体この要求に対してはどういうような態度をとるのですか。

○説明員(川上親人君) ただいま先生御指摘の日米航空交渉、いまアメリカにおいて続行中でございます。予想されます問題の一つとして、いまのサブリメンタル・サービスといっておりますけれども、いわば先ほど言いましたチャーター輸送といふことでございまして、この便数をふやしてほしいといふことを、あるいは反対要求として、何らかの代償要求の形で出してくるのではあるまいかといふことは、一応代表団を送る前に私も部内で話をしたことがございます。まあそういう点は新聞にすでに出ておって御承知のとおりでございます。そこにおけるチャーター機といふものは、たとえばライオンズクラブが大華して日本に来るといふ場合に、ライオンズクラブの団体といたしまして飛行機をチャーターして来る、あるいはゼネラルエレクトロニクスといふようなものが、一社の、下部機構でございましていろいろな下請関係であるとかそういう関係の者を招待して、一機仕立てて来る、いわゆる定期のエアラインに一人一人のお客さんが乗ってくるのではなくて、百人あるいは数百人という一つのグループの関係の者がまとまりましてチャーターして入ってくる場合のことを、私も日米交渉においては予想いたしております。米軍の輸送部隊のチャーターによる問題というのは、民間航空ベースにおいて全然考慮してないわけでございます。そういう意味でのチャーター輸送便の扱い方をどうするかということばは、いま私はあるいは議題として一つ出てくるのではないだろうかといふふうに考えております。おのずから事柄の性質が違ふといふふうに認識いたしております。

○岩間正男君 こっちだけで認識というふうなことでございまして、これは念を押しましたか、そういう点について。

○説明員(川上親人君) 私もそういう点につきまして、サブリメンタルといふことばの意味、これが航空輸送という立場から見ました場合に、米軍の輸送関係というのが当然考慮に入ってくるはずのものでございまして、当然その中には含まないといふふうに理解いたしております。

○岩間正男君 それはやっぱり確認を——くどいようですがね、念を押して確認をしておく必要がありましょね。これはチャーター機といふものの正体がなかなか明らかになっていない。それで、いままでの軍のチャーター、MACチャーターの場合も、いろいろな形で入ってきておりますから。

○説明員(川上親人君) 先ほど少しあるいはことばが足りなかつたかと思ひます。現在アメリカからチャーター機が参つております便数は約五十便といふことになっております。その五十便に関連する問題としてわれわれはこの問題を認識いたし

ておりますので、その中には米軍輸送部隊によるチャーター機といふのは一切含んでおらない、まあそういう理解の上に、先ほど御答弁申し上げましたようにもつぱら民間の立場におけるチャーター輸送ということになるといふふうに申し上げたわけでございます。

○岩間正男君 理解の上について、こつちだけの理解じゃまずいんですからね。これはやっぱりはっきり確認しておかぬと、こういういままでの例なんかありますから、私はそういうことをされる必要があるんじゃないかと言つてゐるわけですけどね。くどいようですが、これはされたほうがいいわけでしょう。だから、このところは明確にしたいものでない。

それから、さっきの問題に戻りますが、自衛隊法の「政令で定める施設」の中に、——これは政令はまだできていないんでしょう。

○政府委員(大戸基男君) まだできておりません。

○岩間正男君 できていないのですね。これからつくるわけですね。この中で、それははつきり除外するのですか、成田新空港は。

○政府委員(大戸基男君) 政令の前身についてはまだ具体的な検討に入っておりませんので、その点についてはいまのところ何とも申し上げかねるわけです。

○岩間正男君 だからわからないのですね。原則として使わないと言つてゐるのだが、さて政令をつくるときにはつきりそういうことはしないのだとこで言ひ切れぬ——言ひ切れぬといふことはやっぱりね、私たちは、まあ先の戦略構想といふのはどういふふうになるのか、日米共同作戦体制の中で、新たに日本、いわゆる本土並み、本土並みと言われているが、本土の基地といふのは沖繩並みに転化される可能性は十分ある。本土並みといふことはどんなにでたらめか明らかにされなければならぬ。現に横田なんか拡張されてゐる。そんなものと関連して当然でしょう、当然やっぱり大型機の離着陸といふことは非常に重要になってくるでしょう、戦略上。そうでしょう。防

衛局長はとくとおわかりだと思ふ。そういう体制になつても、この政令をいまだつくられていないが、この政令の中でそういうことを除外するといふことはいかなるわけでもない。そうするとどうなるか。非常にこれは私は私にやっぱり成田の空港というものは自衛隊との関係においても明快にはなっていない。そうではない。——これはお答えしないようだけれども、この点はもうそういうふうには確認していいと思ふ。

それから次にお聞きしますが、これは資料ですね、羽田空港と大阪空港における昨年及び今年に入つてからの、月別に出してほしいのですが、米軍機と、M4Cチャーター機と、それから自衛隊機と、それから第三国軍用機ですね、この着陸回数というのは出していただけるのですか、昨年と今年です。

○説明員(川上親人君) いま御要求のございました点につきましては、後ほど資料として当委員会に提出したいと存じます。

○岩間正男君 まあ以上ですね、私たちはこういういまの日本の置かれてある情勢の中で、成田国際空港はあくまで民間だけに徹するのだ、純粋を保つのだ、こういうことを言われておりまして、その背後をめぐっているいろいろな、そう主張したってそれは実現し切れない、そういう問題があるわけですね、その点をどうしても明確にしなければならぬ、そういう点から質問したわけですが、どうも明快単純な答弁をこれは受けることはできない。願望であり、それから原則であり、——願望や原則といふことは問題ではごまかされる問題ではないわけですから、だから一たん有事の際にはどんなにこれは使われる、そういうような中身があるわけですね。この点忘れることはできない。

それから次にお聞きしたいのですが、今度の空港の建設に伴つて農地の買い上げ、こういう問題が起つておるのですが、その諸問題についていまだ少数にわたつて、どうなっているかをお聞きします。代替地をやるということになっているのですが、これは代替地の価格というものはもう決

定しておるのでしょうか。

○参考人(今井栄文君) 代替地の個別的な価格は決定いたしておりますが、千葉県と空港公団との間の了解事項といたしましては、畑反当たり九十万円ということが基準になっております。

○岩間正男君 畑反当たり九十万円ですね。それから宅地は。

○参考人(今井栄文君) 敷地内の土地を公団が買上げました際に、宅地、畑地、水田、山林原野と、四つの地目について価格を分けたわけですが、代替地につきましては、宅地を幾らにするか、また非常に成田に近接した場所とそれから非常に離れた場所との地格的な格差をどうするかという問題が実は残つておるわけでございます。畑の基準価格一応反当たり九十万円ということにはなつておりますが、宅地を具体的に幾らでお渡しするかという点についてはまだ決定をいたしておりません。

○岩間正男君 買い上げ値段はどうですか。

○参考人(今井栄文君) 買い上げ値段は、敷地の中では宅地二百萬、水田百五十萬、畑百四十萬、山林原野百五十萬でございます。

○岩間正男君 代替地が、いまのお話では反当たりが九十万円だと、こういうようなことで、かりに百四十万円ですと九十九万円を買えば、五十万の差額があるように見えるわけですが、造成しなければ使えない代替地が多いわけですね。これを、代替地を造成する費用というものはだれが負担するのですか。これは公団ですか、農民ですか、どうなんですか。

○参考人(今井栄文君) 代替地を県に実は用意していただいたわけでございますが、代替地の取得価格は、富里村が反当たり七十万円、成田市内が反当たり八十万円、県に買い上げをしていただいたわけでございます。で、それに造成費をプラスしたものが本来なら売り渡し価格になるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、宅地、それからまた地格別の格差というふうなもの、全体的な総合的な価格が幾らになるかという問

題でございます。したがって、必ずしもそれによつて赤字が出るのか出ないのかという点については、いまだ確定はいたしておりません。

それから、先ほどちょっと先生がお触れになりましたが、造成できない代替地があるのじゃないかというお話でございますが、これは私も、県のほうと個別的に、具体的に調査をいたしまして、十分に畑あるいはまた宅地として造成し得るところを買つていただいております。で、現に民有地として買い上げた代替地につきましては、必要とするところはほとんど全部代替地の造成を終わつておるという状況でございます。

○岩間正男君 造成費用をだれが負担するかと、いうことは明確な御答弁なかつたようですね。

○参考人(今井栄文君) 先ほど申しましたように、本来私も——県当局にしても同様でございますが、代替地を敷地内の農民の方に売り渡す場合には、取得した価格に造成費をプラスしたものをもつて売り渡し価格にすべきものでございまして、だからしがたがいたしまして、畑については、反当たり九十万円というものが基準になるわけでございますので、かりに富里村で七十万円取得した代替地におきまして、造成費を加味したものが八十五万円になるのか、九十万円になるのか、九十二万円になるかという問題があるわけでございます。しかしながら、先ほど私が申し上げましたように、これはあくまでも九十萬は基準価格でございます。宅地を幾らに評価して売り渡すか、宅地は敷地の中では二百萬で買つておるわけでございます。それからまた、地格差、要するに非常に便利なところに代替地をいただいた方々に対する値段と、それから非常に不便なところで農業中心に代替地に入られた方々との間の値段を均一にするか、あるいはまた差別を設けるべきかという問題が、実はまだ片づいておらないわけでございます。したがって、その全体を総合して代替地の値段というものが出てくる。ただ、原則として代替地につきましては、取得価格に対して造成費を加えたものが売り渡し価格にな

る、こういうことでございます。

○岩間正男君 そうすると何ですか、造成費は、これはどつち負担かということでは明確にならぬわけですね。これは公団負担のようにも見え、そうすれば売り渡し価格が高くなるわけでしょう。安くすれば、これは造成費は農民負担ということになるのでしょうか。その方針ははっきりきまつておりますか、どうですか。

○参考人(今井栄文君) 結局農民の方に売り渡す値段というものがまだ最終的にきまつておりませんので、全体として取得費とプラス造成費というものが個々の区域について幾らになるかというところは、まだ最終的にはきまつておらないのでございますが、本来空港公団は、農地を持たないために、農民の方々に對しては代替地の取得を、県に実はお願いをいたしたわけでございます。造成も県の開発公社を通じて行なつておるわけでございます。したがって、県が代替地を取得し、造成して、移られる方々に売り渡し、こういう形になるわけでございます。

○岩間正男君 県と公団の関係になると思ふますが、とにかく何ですね、代替地が農民に渡るといふ形になつて、いかにその価格は安いようだが、さて移つてみて、その造成をいふことになつて、その負担が農民の肩にかかるというふうなことで、非常にまずいわけですね。その点はもっと明確にやはりされる必要がある。県はちゃんと責任をもつて代替地を、その使用にたえる、そういうようなものをちゃんと売り渡す。しかもそれは買い上げ値段よりも安い価格でということでしょう。そういうことにしないと、先にいつて、そのところが明確にならぬという、農民の立場から言へば非常に不安だ。こういう方針は明確にされてないわけですか。

○参考人(今井栄文君) 造成費は、これは個々の農民の方々が造成をおやりになるわけではなくして、県が、県の事業として開発公社を通じて造成を行なつておるわけでございます。したがって、従来畑に使つておつてそのまま使えるところ

のです。これはどうなんでしょうか。いつごろになるのですか、宅地転用は。

○参考人(今井栄文君)　いま先生がおっしゃるような事実は私どもは全然聞いておりません。というの、御承知のように、敷地内に大きな条件派の団体が二つございまして、私ども県はその条件派の団体を対象にして交渉を進めてまいったのでございまして、それぞれの代替地に対する配分は全部個別的にそれらの団体が行なったわけでございます。現に家を建ててお住みになっておられるのは、富里、県有林と富里の葉山地区でございしますが、これはすでに割り当てを受けたところで、個別的に抽せん等によりまして個人個人の移っていく場所を決定いたしまして、その宅地部分に家を建てておられるのでございまして、事実問題としてそういうふうな意味の紛争はございません。

それから宅地転用がいつになるかという問題でございしますが、先ほど先生の御質問にもございしましたように、代替地のことがはっきりいたしました、県との間に売り渡しできるということになれ

ば、当然宅地転用の手続もとれる、こういうことでございます。

○岩間正男君　そういう事実を私たちはもう聞いておるのですが、これはまたあとで具体的な事実を申し上げます。

それから公団が買収した農地で、たとえばまだそのままになっていて、それでそのあとの管理が十分にできないために雑草がもうおい茂って種がまけないとか、それからそういうことで付近の農民が火事が起こったらいへんだと、それを非常に心配しているとか、そういう事実が起こっているようなことを聞いておるのです。あるいはまた古井戸が放置されたままになって非常に危険だとか、そういうことが問題になっていますが、こういうことについての管理はどうなっているのですか。

○参考人(今井栄文君) 御指摘のような面が新聞等でもいわれておったわけでございますが、現在すでに一部の方々が、先ほど申し上げました富里、県有林、富里の葉山地区等にすでに移転を終わって、敷地の中が空地になった箇所がだいぶ出てきているわけであります。そういうところについて御指摘のような問題があるわけでございまして、私どもとしては、現在まだ耕作しておられる方々に対する迷惑は何としても避けなければならぬということ、先般も内部でいろいろ協議しまして、雑草その他の除去というようなこととか、あるいは古井戸等がもし危険であるような場合には、それを埋めるといふようなこともぜひやりたい。また財産を取得いたしました公団といたしましては、その財産を管理するために現在特別な一つの方法を検討いたしておりますので、おそらく本日から敷地内における財産管理についても適当な対策を実施いたしておる状況でございますので、御指摘のような点があった点はまことに私どもとしては申しわけないと思いますが、私どもも公団として取得した用地を財産として管理するという仕事と、それからそれが他の耕作をしておられる方々に迷惑にならないようにこの二点だけ

はぜひ心がけていきたいと、かように考えております。

○岩間正男君 これは事業認定はおりているのですか、まだですか。

○参考人(今井栄文君) まだ申請いたしております。

○岩間正男君　これはいつごろやることになるのですか。

○参考人(今井栄文君) 事業認定の申請は、私どもとしてはもうすでに事務的な準備は整ったのでございますが、いづころ建設省に対して事業認定の申請を出すかという点に対して、現在、千葉県知事と交渉中でございます。で、向こうの御意向がよろしいということであれば、私どもとしても、一方的に出すということは適當ではないといふふうに考えております。それからなお、敷地内の用地取得は現在まで全部任意買収でございますが、現実の中で耕作しておられる農民の方々に對しては今後ともやはり任意買収という線を貫いていきたいと、かように考えております。

○岩間正男君 次に空港の排水計画についてお聞きしたいのですが、それは、根本名川というので

すか、これの拡張計画をやることになっているのですが、これはどうなっているのです。

○参考人(今井栄文君) 工務担当の高橋理事がまいておりまして、高橋君から答弁させていただきます。

○参考人(高橋淳二君) お答えいたします。
根木名川の改修計画につきましては、地元の千

葉県当局におきまして目下詳細に検討中でございます。なお、事業の実施につきましては、すでに用地の買収その他について段取りを進めておるところでございます。詳しくは千葉県あるいはそれを監督いたしております建設省御当局のほうにひとつお願いしたいと思っております。

○岩間正男君 これはどうなですか。予定地の買収、土地の買収がこれは問題になっておると思うのですが、これは単価はどうなですか、どんな予定ですか。

○参考人(高橋淳二君) ただいま御説明申し上げましたように、単価の交渉、その他用地買収に伴います諸般の耕地整理の問題等につきましても、すべて県御当局において実施中でございます。

○岩間正男君 この問題は、河川はらんらんに對する農民の要求、こゝういふものも事實あるので、そゝういふことで、上流は七十メートルですが、下流は百二十メートルの川幅を広げる。で、これは空の港の排水をどういふ形でかつくることになると思ふのですが、これは成田市内を流れる川で、結局は市内の土地を買わなければならぬ。そうすると、そゝういふ土地、非常に単価がこれは安い、そゝういふことが起こるのじゃないかといふことを市内の人が心配していることを聞いておるのですが、ね、これはどうなんでしょう。大体、何ですか、いままでの用地買ひ上げと同じような単価をこれは考へていふのでしょうか。

また下水道というようにいわゆる空港関連の建設事業は、建設省とそれから県という線で行なわれておるわけでございまして、いま先生の御質問にあるような、単価の問題、あるいはまた流域の範囲の問題というような面については、むしろ建設省の方を呼んでいただくとか非常によくおわかりになると思います。

○岩間正男君　しかし、これは成田では相当地価が高くなっているわけですね。そういうところを買収して拡張をやるとすれば、相当なこれは値段にならないければならないのだけれども、これは百四十万などということになったら十分の一ぐらいだ。大体、成田あたりでは五万円ぐらいしているでしょう。坪。そういうことを聞いていますがね。これは公団のほう御存じですか、全然公団は関知しないですか。

○参考人(今井栄文君) 根本名川の改修に伴う土地買収の問題については、すでにもう相当前から、県の北総開発局が中心となって地元の方々と話し合いをしているようでございますが、私もがいままで伺っている範囲では、これは区域にも

よると思いますけれども、そう非常にべらぼうな値段がついておるといふふうには何っておりません。しかしながら、おっしゃるように、あの付近が空港を中心として全体として開発されるというムードにある関係上、地価が相当上がっている。したがって、今後、公共事業をやる上においていろいろ困難な問題があるという点は全くそのとおりであらうと思います。

○岩間正男君　まあこの問題は建設省に伺うとして、しかし、公団のほうもこれは関係のないことじゃありませんので、関心を持ってもらいたい。

その次には、高谷川にはこれは排水しないというふうにいままで約束されているのですか。しかし、一方ではここには汚水が流れるというようなこともいわれておるのですが、実際はどういうふうになっておるのですか。

（参考人 高橋淳二君）その問題につきましても、基本的には県のほうでこれは立案いたされまして建設省に上申して、その結果、高谷川には流さない、工事につきましてはということ、根本名川一本にしぼって計画をしておる段階でございます。

それから、汚水につきまわしては、もちろんのことこれは印旛沼下水道に周辺の都市開発の汚水と同時に統一処理をする基本方針ができておりまして、日下その方針で県と打ち合わせ中でござい
ます。

○岩間正男君　そうすると、高谷川には汚水は流れないと、こういうふうに確認しようござい
ますね。

○参考人(高橋淳二君) はあ。
○岩間正男君 その次に、成田用水をつくる計画

があるとか聞いておるのですが、これは農民の、何ですか、かんがい用なんですか、これはオカボだと思いますが。それとも空港に利用するためのなか。どちらなんですか。

○参考人(今井栄文君) 先生の御質問は上水道の関係だろと思いますが、県の現在の上水道計画

は、利根川の水を、木下というところですが、そこで取水いたしまして、北部ニュータウンを經由して空港関連の都市である成田ニュータウンを経由して空港に入るというふうな上水道計画を現在立てておられるわけでございます。で、そういうものが畑地かんがい用になるかどうかという点については、これは取水する量その他取水との関連もございまして、これは県当局の方針によるものと考えております。

○岩間正男君 この費用分担なんかの問題は、これは公団としてはタッチされておらぬのですか。

○参考人(今井栄文君) 上水道の費用分担につきましては、県のほうの要望がございまして、上水道の負担金を公団に出してほしいというふうなお話がございます。私も大体県の御意向を受けてまして、現在、監督官庁である運輸省、大蔵省に折衝いたしております。私もとしては、気持ちとしてはぜひ県の要望どおり一部費用を負担させていただきたいという気持ちでおるわけでございます。

○岩間正男君 この負担については、これは衆議院でいま審議しているこの新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案、この中に出てくるのじゃないですか、負担の区分が、衆議院のいま地方行政での。

○参考人(今井栄文君) これは上水道につきましては公団自体の負担は規定しておりませんで、いわゆる県費で負担するということになっておるわけですね。しかしながら、県としては、全額を県が負担することは、空港のための用水の供給にもなるので、公団に負担してほしいという要求を別途お出しになっておられるわけでございます。

○岩間正男君 これは国と公団で四十五億、県が十五億、地元が二十四億、合計八十五億と聞いているのですが、こういう交渉が何かあるのですか、ないのですか。

○参考人(今井栄文君) 上水道の事業につきましては、先ほど申し上げましたようなことで国及び県の負担というものはきまっておりますのでござい

ますが、その県の負担する分について公団に一部負担してほしいということもございまして、ただいま先生のおっしゃるような金額は実は承知いたしておらないわけでございます。

○岩間正男君 それから、現在空港建設が進められておるのですが、これに伴う資材輸送で、道路がダンブなどによって非常に交通がひんぱんになってきている。そういうことで事故防止対策が非常に必要だと思ふんです。これはどう考えておられますか。

○参考人(今井栄文君) おっしゃる通りに、非常に空港資材の輸送につきましては、特に採石等の骨材輸送がトラックで行なわれるわけでございます。私も、私どもとしては、そういう点を一番注意しておるわけでございます。空港用資材輸送につきましては、特別の連絡協議を県並びに県の警察本部とやっておるわけでございます。詳細な要望が県並びに県警本部から出されております。私どもはできるだけその線に沿って資材輸送等について安全対策を講じていきたい、かように考えておるわけでございます。現在、私どもとして一番関心を持っておる問題でございます。

○岩間正男君 何人か死亡事故があるんですか。

○参考人(今井栄文君) 私どもの承知しておる限りでは、空港用資材輸送関係では、現在、成田の地先で資材置場をつくっておる関係でございまして、全然まだそれによって交通事故を起こした、あるいはいわんや死傷者が出たという話は全く伺っておりません。

○岩間正男君 現在五十台ですか、トラック動いているのは。

○参考人(今井栄文君) 実はまだ採石等の輸送は始めておりませんので、資材置場をつくるためにたんばを埋め立てるといふ、付近の山砂を現在輸送しておるといふ段階でございまして、トラックの台数も多いときには十数台、少ないときには十台前後というふうな程度ではないかと、かように考えております。

○岩間正男君 これは、本格的にやれば何倍かに

ふえるわけですね。それで非常にやっぱり交通事故が起こりやすい問題で、私たちは七人ぐらいの死亡事故があるというふうな聞いてるんです。が、この点は非常に建設上気をつけなければならぬと思ふんです。それから、騒音防止対策についてはこれはどうなんですか。

○説明員(丸居幹一君) 騒音防止対策につきましては、騒音防止法が当空港につきましてもまず適用になりまして、この騒音防止法の内容でございまして、これも、これは、滑走路の前方進入表面の投影面にいたしまして、八百メートルまでの土地を希望の方からは買い上げていく。それから千三百メートルまでの間は、民家がおります場合に立ちのき補償その他をいたすわけでございます。それからまた、民家が立ちのいたことに関連して、用地がこれで要らなくなるといふような用地につきましても、この範囲におきまして買い取り補償をすることになっております。またそれから、防音工事を施さなきゃならぬ学校、病院、幼稚園等につきましても、防音工事を施される部分につきましても全額国庫補助をすることになっております。ただ、それだけでは、この飛行場は大きな飛行場でございますのでお足りないだろうというところで、滑走路の進入表面からの方向に向かつてあります。滑走路の末端から二キロメートル、それから滑走路の中心線から横へおの六百メートルづつ、その範囲につきましても用地の買い取り請求があります場合は、これを買取りに應ずるといふことになっておるわけでございます。それからまた滑走路の前方五・五キロと、それからまた二キロの範囲にわたります。ただいま申しました二キロ六百の範囲は買い取り請求がきくわけでございますが、農耕をやめて買い取ってほしいというところについては買い取り請求が行なわれるわけでございますが、それ以外のかんがいを申しました範囲については、畑地策の一助にするというふうな考え方でしたして

おります。

○岩間正男君 畑地かんがいという何ですか、オカボでもつくるんですか、それから野菜類ですか、現在ではどういふものが多いんですか、生業としては。

○参考人(今井栄文君) 現在の生業は御承知のように牧草地地帯は水が少ないのでございまして、主として主産物というものは私どもの存じ上げている限りではスイカ、落花生、サトイモという生産が中心のようでございます。ただ空港の南にある柴山町は従来から非常に農業改善事業に力を入れておりました。相当な高級蔬菜類を現在各マーケットに出しておるようでございます。いま畑地かんがいをやると申しましたのは、オカボをやるといふ意味ではなくして、できるだけやはり高級蔬菜というふうなものを中心に農業を近代化していったらどうかというのが県の構想のようでございます。

○岩間正男君 養豚、養蚕、養鶏というふうなのは相当周辺には多いわけでしょう。騒音の被害がこういふところには非常に多い、そうして生業転換を畑地かんがいは非常に多い、そうして生業を、そういう計画を持っておりますか。

○参考人(今井栄文君) 現在酪農関係と申しますか、先ほど宮内庁次長さんからも御答弁がございましたけれども、あそこには御料牧場のほかに幾つかの軽種馬の牧場がございまして、こういった方々はやはり騒音についての御関心が非常に深い関係上、すでに適地を求めて牧場を移転させるという計画でおられます。しかしながら、一般のいわゆる種鶏あるいは種豚の問題というふうな、豚、鶏の畜産関係については現在のところ特に困るというふうなお話、あるいはまた転業するといふふうなお話は実はお伺いしていないわけでございます。

○岩間正男君 最後にお聞きしますが、この空港の敷地内に三里塚カントリークラブ、ゴルフ場があるわけですか。私たちがあそこは何回か通りましたが、あのわきを通ったのですが、これは買収さ

計法の改正を、さつき申しました改正をいたしました。で、その際に、この事業を特別会計でやるために、つまりこの財産を特別会計へ受け入れて事業をやります、そうしてでき上がった宮内庁一般会計に移すということにしたいわけでございます。そこで、正確に申しますと、じゃ、特別会計から一般会計に移すときに議決を経なければいかぬじゃないかという疑いが起こるといけませんので、さつきはしりましたけれども、改正特別会計法の施行前に予算をもって国会の承認、議決を経たものについては、特別会計から一般会計へ移すときは適用除外というふうに正確を期したわけでございまして、説明が不十分でございまして、あらためて。

○北村暢君 この点は、さつきは、この論議はちょっと私納得しませんが、これは法制局等に解釈等聞かなければわかりませんから、さきほどのところはこれちょっと保留しておきますがね。どうもあなたの説明を聞いていて、予算の議決を経てから特別会計へ受け入れて事業をやつて皇室用財産に引き継ぐということ、これはまあ予算の際にも議決を経ているから、こういうのですが、それもちょっとやはり疑義があるわけですが、実際に予算というものがほんとうにこまかく性格からいえば、そういうこまかいところまで注意して予算の審議がなされるのはあたりまえでしょうけれども、実際に国会がそういうところまで理解をしてやつたかどうかということに大きな疑問がありますね。そういうこまかいところまで注意して予算の審議が行なわれておるか。総括的にはおっしゃるとおりです、手続的には、しかし、国有財産法の十三条二項の規定は、軽微なものに国会の承認を得なくてもよろしいけれども、軽微でないものは国会の承認を得るのだ、この考え方。さきほどの御料牧場の件についても、やはりなせ御料牧場というものは必要なんだろうか、必要性についていろいろ説明がなされたけれども、皇室委員も、山崎委員もどうもしつくり理解をしたところまでいかないのですね。非常

に従来の形式を重んじて、なぜ馬を生産しなければならぬかという論議がだいぶありましたね。なぜ年に三回しか使わぬ貴賓館をわざわざつくて、外国使節を招待しなければならぬか。そういう面について非常に疑問がありますね。したがって、そういうものが、これは国会の議決を経なければならぬというように規定していることは、こういう趣旨からいって、私は財産法十三条にわざわざこれが規定されているのだと思うのです。だから予算で承認を得たから、財産法という承認はやらなくても合法的なんだ、合法的かもしれないけれども、国有財産法の十三条に基づいて承認を得ても、これは間違いではないわけですね、法律的には。そうでしょう、間違いではないわけでしょう。したがって、これは、今回の場合は特別会計法の附則でやっておりますから、当委員会にはかかりませんけれども、大蔵委員会で審議されたということになっていきますからね。だから、これはさきで気づいて大蔵委員会で審議したかどうか、これはわかりません。いま確かめてみなければわかりませんけれども、附則でやつた。附則というのは大体これは見逃しがちですわ、ごく簡単に法案の附則という。附則があるというので、どうも附則に逃げたような感じが私は強くなる。そういう点から法律的には、これは手続的には誤りでない、附則でやれば。しかし、親切の点からいえば、国有財産法十三条の規定に基づいて承認を得てやつたほうがよほど正確で趣旨もはっきりする、こう思うのですがね。したがって、今後の運用の問題としては、この手続の技術的な問題はまさしく合法であるかもしれないけれども、国有財産法第十三条の精神を生かすということになれば、私はやはり法律的手続をとるべきである。今後においても私はこういう問題ないとは言えないので、そういう親切なやり方が望ましいと思ひますが、御意見を伺いたい。

○政府委員(谷川寛三君) たいへん御示唆をいただきまして恐縮をいたしております。確かに二重に、こちらはこれらの承認案件、向こうは、予算

はこれは別途のものだとしてやれば一番親切であろうと思うんですが、予算書を見ますと、だいぶ大きな字で書いてあります。読み上げますと、皇室費という事項のところに、御料牧場施設取得とあるので、国庫債務負担行為が、「国は、昭和四十二年一度一般会計国庫債務負担行為御料牧場施設取得に基づき下総御料牧場の施設の一部を処分しこれに代わる施設を取得するための契約を同年度において結ぶことができなかった場合においては、当該国庫債務負担行為の全額を限り、」云々というだいが親切に書いてございまして、二重に重要な案件がいろいろ重なっておりますので、御審議いただくこともいかかということも考えまして、一番大事な予算のほうでこういうふうにして御審議をいただきましたものは、ほかではもうダブつては御審議をいただくことはかえつて失礼ではなからうかというふうな考えでいままでまいっておりますが、今後はまあいろいろ勉強はさせていただきますが……

○北村暢君 その論議はただけです。私どもは大体、宮内庁設置法が通らなかつたら、これは取得できないでしょう。予算の執行はできないでしょう。したがって、この法案が通らなければ三里塚の牧場は断然として三里塚に置かなければならないという結果になりますわね、設置法で。したがって、三里塚にその牧場をつくること自体について、これは衆議院ではさういふふうなさう議論しておるんですよ。法案ができてから牧場をつくつたらいいじゃないか、もうできちゃつて、八月に家畜は移しますと言っているんですよ。それじゃ、もう国会の審議がどうあると、さうあると移してしまふと、こういうことなんですね。さういうやり方は、予算が優先し法律というものがあとについていくという、さういうものの考え方は、私はちょっと大蔵官僚の独善的な行為じゃないかという感じが、あらゆる面にこれが出てきている。これは法律が優先するのから予算が優先するのからという問題とも関連してくる問題

であつて、あなたの説は、大蔵官僚はいつでもさういうことを言うけれども、私はそれは納得しないです。したがって、この問題は大きい論争のあるところなんです。大いに論争のあるところなんです。が、まあさうは時間もきたようですからこれで終わります。

○政府委員(谷川寛三君) ただ、いまのお話よくわかりました。ただ、ちょっと誤解をされておると思ひますところがございまして、その点だけ話させていただきます。私どものほうのあれは、ただいま申しました昨年度の債務負担行為に基づきまして予算化をいたしております。したがって、ただいまこちらで御審議をいただいております宮内庁設置法が通りません場合には、下総三里塚牧場でございまして、か、としては、ただいま私どもが取得いたしました高根沢の牧場を使うことはできませんのでございまして、ただいま申しましたように、根拠の規定は予算で昨年つきましたので、それに基づきまして先ほど申しました特別会計で取得をさせていただきますまして、そしてほんとうは設置法が通りましてから、すつきりしてやるのが一番いいのでございまして、牧場を持つ権限は国が得ましたものでありますから、特別会計で宮内庁に使用承認をして、下総牧場としてではございせんけれども、牧場の用はとりあえずさせていただきます。設置法の通過を待たしていただくというふうな法律法的に考えておるわけでございまして。御了承いただきたく思います。

○委員(八田一朗君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(八田一朗君) 速記を起して。本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

六月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月十七日)

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

六月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、元満州拓殖公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願（第六五六〇号）

一、退職公務員の医療給付制度に関する請願（第六七六〇号）

第六五六〇号 昭和四十四年六月十三日受理
元満州拓殖公社員であつた公務員等に対し恩給法等の特例制定に関する請願

請願者 東京都豊島区巢鴨七ノ一、八五五

全国炭酸石灰肥料組合連合会内
朝山説郎

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第五五八号と同じである。

第六七六〇号 昭和四十四年六月十九日受理
退職公務員の医療給付制度に関する請願

請願者 愛知県豊田市喜多町二ノ二九

倉知桂太郎外百四十五名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第四八〇一号と同じである。